

I 主要課題に係る関東管内の取組

◎令和2（2020）年度における関東農政局取組重点事項とその対応

関東農政局では、「現場と農政を結ぶ取組¹」を円滑かつ効率的に進めるため、管内において農政上、特に重点的に取り組む必要のあるテーマ（取組重点事項）を設定し、各都県拠点と連携して農業者や各種関係団体との意見交換などの各種取組を実施している。

令和2（2020）年度は、「スマート農業の推進」、「人・農地プランの実質化」、「新規就農促進対策の推進」、「棚田・中山間地域の振興」の4テーマを設定した。

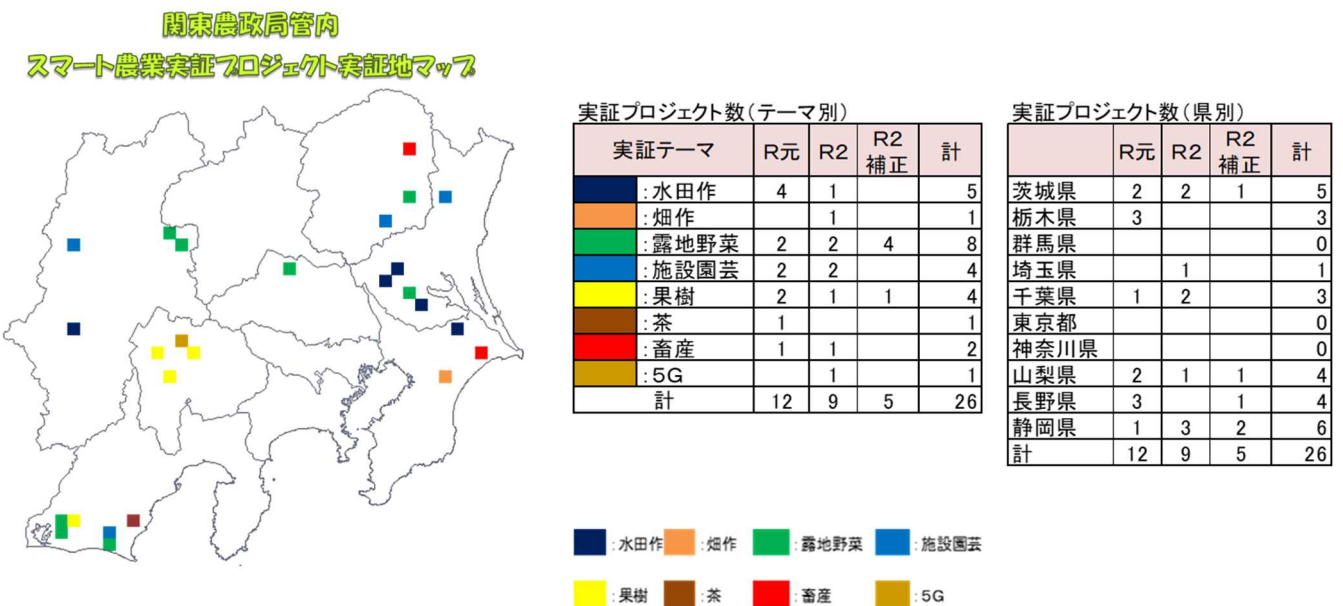
（1）「スマート農業」の推進

- ◎ 我が国農業は現在高齢化、労働力不足が大きな課題。この対応策の重要なカギとして、近年、作業の自動化（ロボット技術）、位置情報と連動した作業データのデジタル化・共有化、センシングデータの活用等先端技術を活用した「スマート農業」が進展。
- ◎ 農林水産省においては、令和元（2019）年より、先端技術を活用し、社会実装に向けた各種施策展開、実証プロジェクト等を実施。関東農政局では、管内の実証地区の成果、地域独自の技術導入事例等の情報発信を通じ、実装に向けた取組を推進。

（取組の概要）

関東農政局では、農政局ホームページのスマート農業サイトにおいて、管内26のスマート農業実証プロジェクト地区の取組概要や成果を都県別・営農類型別にわかりやすく整理し、情報発信を行なっている。

【図表Ⅰ-重-1】関東管内のスマート農業実証プロジェクト採択地区
（令和元（2019）年2月）



¹ 農林水産省では、全国の都道府県拠点の地方参事官室において、現場の課題及びニーズを農政へと適切に反映することを目的として、農業者を始めとする現場の方々に対し、農政を伝え、声を汲み上げ、ともに解決する「現場と農政を結ぶ取組」を実施している。

令和2(2020)年度においては、スマート農業技術の普及上の課題を把握するため、関東地域研究・普及連絡会議を開催した。都県の普及・試験研究部門の意見を基に、水田作や施設園芸等の営農類型別の技術上の課題、経営上の課題、土地条件や制度上の課題などを取りまとめ、都県関係者への情報共有を図るとともに、農政局ホームページで公表した。

【図表 I-重-2】

スマート農業普及推進上の主な課題				
	技術上の課題	経営上の課題	土地条件、制度上の課題	その他の課題
営農類型共通	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農機の低価格化 ・熟練農業者の技術の見える化 ・都市近郊における低コストかつ小規模集約型農業に適した技術の開発 ・ドローンによる農薬散布のドリフト問題への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術を習得し、効率的な生産に結び付けられる人材の育成 ・リース、シェアリングなど共同利用の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンによる夜間飛行や自動運転トラクターの公道走行などの規制緩和 ・スマート農業の導入を前提とした基盤整備の実施 ・ドローンによる農薬散布に使用できる登録農薬数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及指導員の専門的知識の習得 ・JAと連携した先端技術に係る相談・指導体制の強化 ・生育診断や生育予測技術の開発に関する民間企業との共同研究等の協力体制の確立
水田作	<ul style="list-style-type: none"> ・農機メーカーの多岐にわたる情報の整理と効果の検討 ・大規模・多数圃条件下での収量、品質の高位安定化 ・中山間地域で活用できる作業技術体系の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入農家への導入後の支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS基地局の整備 ・圃場の大区画化 	
施設園芸	<ul style="list-style-type: none"> ・環境データに基づき生育を制御する栽培技術の確立 ・メーカーごとの測定方法やセンサーが異なり、データの比較がしにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の設備、機器のIoT化(U E C S等)の事例の蓄積、紹介、民間企業等との連携が必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・統合型環境整備装置は落雷に弱い ・センサーや基板が農業用ハウスでの使用を想定していないことによる故障の発生

また、都県と連携して、各地域の生産者が独自に取り組んでいるスマート農業技術の導入事例を取りまとめ、水田作の作業効率化や省力化のためのほ場管理システム（ほ場配置、作業計画のマップ表示、水管理など）、施設園芸における収量・品質向上のためのハウス内環境制御技術（温度、湿度、CO2濃度、水分量、日射量などの複数環境のモニタリングや制御）などの技術的特徴やその効果等を農政局ホームページで公表した。

用語の解説

「スマート農業」とは、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産等を実現する新たな農業のことである。

日本の農業の現場では、課題の一つとして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっているため、スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進める事が出来るとともに、新規就農者の確保や熟練技術の継承等の面での効果が期待される。

※ 関東管内の「スマート農業実証プロジェクト」採択地区の情報をはじめとするスマート農業の詳細内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/kankyo/smart/index.html>（関東農政局）



【図表 I-重-3】 関東地域のスマート農業の取組事例

部門	地域	取組内容	
水田作	茨城県八千代町	ほ場管理システムと食味・収量コンバインの導入による作業の効率化と水稻の収量・品質の向上 ほ場管理システムの導入による効率的なほ場管理の実現 ほ場水管理システムの導入による水田の水管理作業の省力化 水田センサーシステムの導入による省力的な酒造好適米の高品質化 農薬散布用ドローンの導入による水田防除の省力化の実現	
	埼玉県熊谷市		
	千葉県山武市		
	長野県大町市		
	長野県安曇野市堀金 烏川		
施設園芸	いちご	栃木県芳賀郡益子町	自動・局所炭酸ガス施用システムの導入によるいちごの単収及び品質の向上 環境制御装置の導入によるいちごの品質・収量向上実現 環境制御技術導入による長期越冬どりトマトの収量・品質の向上 環境制御技術の導入による越冬長期どりトマトの単収増加と規模拡大 既存施設におけるICTの活用によるトマトの安定生産
		埼玉県秩父市	
	トマト	茨城県笠間市	
		神奈川県寒川町	
花き	長野県諏訪郡原村	環境モニタリングセンサー導入による適正な花きハウス管理の実現 環境制御技術の導入によるバラの収量向上	
	静岡県静岡市		
畜産	栃木県那須塩原市	自動搾乳システム・発情発見システムの導入による効率的な飼養管理 分娩監視システムと牛舎内監視カメラの導入による家畜管理作業の省力化	
	長野県上伊那郡南箕輪村		

出典：都道府県調べ

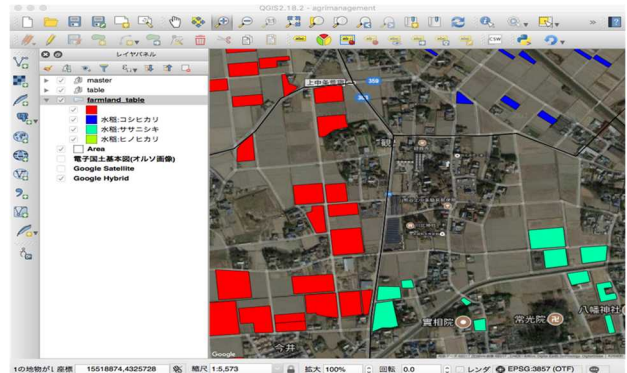
事例 ★圃場管理システムの導入等による効率的な圃場管理の実現（水稻）【有限会社中条農産サービス（埼玉県熊谷市）】

◎ QAgriSupport（農研機構中央農業総合研究センターが開発したフリーソフト）の導入により、300 を超えるほ場管理の効率化を実現

近隣から管理を任される農地が急増し、300 を超えるほ場ごとの情報を社員間で共有するするとともに、経営を継ぐ若い人材に多くのほ場管理を託すためのツールとして、作物のほ場配置や作業計画のマップ表示、作業の進捗状況を管理できるシステム（QAgriSupport 農研機構中央農業総合研究センター製）を平成 29（2017）年に導入した。

ほ場マップと作業内容が一体となった指示書の活用により、従業員への指示にかかる時間の削減、適正な人員配置や作業ミスの軽減等、効率化が図られている。

また、埼玉県、熊谷市の支援を受けながら、リモートによる水管理の自動化による品質の向上・作業の省力化の検証や、データを活用した生産技術のマニュアル化による「見える化」等にも取り組んでいる。



(2) 人・農地プランの実質化

- ◎ 人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもので、平成24（2012）年に開始。しかし、この中には、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものも存在。
- ◎ このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を推進。

（取組の概要）

令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の話し合いを行うことが困難な状況となったが、インターネット等を活用した非対面型での話し合いなどにより、活発な実質化の議論が行われた。

関東農政局では、人・農地プランの実質化を重点事項とするとともに、各都県の進捗状況や課題を都県担当者等と共有する等により、人・農地プランの実質化への支援を集中的に推進した。

【図表 I -重- 4】 人・農地プラン実質化の取組状況

	令和元年耕地面積(千 ha)	令和2(2020)年3月末現在					
		既に実質化されている地区		実質化に取り組む地区		合計	
		地区数	地区内の農地面積(千 ha)	地区数	地区内の農地面積(千 ha)	地区数	地区内の農地面積(千 ha)
関東	773	1,799	100	8,189	557	9,988	657
全国	4,397	18,826	1,800	48,790	2,124	67,616	3,925

用語の解説

「人・農地プランの実質化」とは、同プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することである。

事例 ★コロナ禍での非対面型での意見集約手法の提案【千葉県】

- ◎ コロナ禍で郵送、電話等による非対面型での意見集約の手法について県内市町村に提案し、人・農地プランを実質化。

千葉県は、コロナ禍でも地域農業の振興等のため、人・農地プランの実質化を早期に完了させたい地域があることから、次のような郵送、電話等による非対面型での意見集約の手法について県内市町村に提案。

県内市町村は県の提案を参考にしながら、それぞれの地域に合った手法の検討を行い、人・農地プランの実質化を行った。

- ① 市町村等は、アンケート結果、地図を基に「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針」（原案）を作成し、アンケート結果、地図、方針（原案）を対象地区の担い手等に郵送（又はメール）の上、意見の有無について聴き取る。
- ② 市町村等は、対象地区の担い手等と協議した方針（案）、アンケート結果、地図を地区内全ての農業者及び農地所有者に、意見の記入用紙を添付して送付。
- ③ 市町村は、検討会に諮り（持ち回りで構わない）、実質化された人・農地プランとして取りまとめ・公表。

事例 ★コロナ禍での人・農地プランの実質化の推進【静岡県浜松市】

- ◎ コロナ禍で郵送によるアンケートの実施、ホームページによる意見集約等により、農地プランの実質化を推進

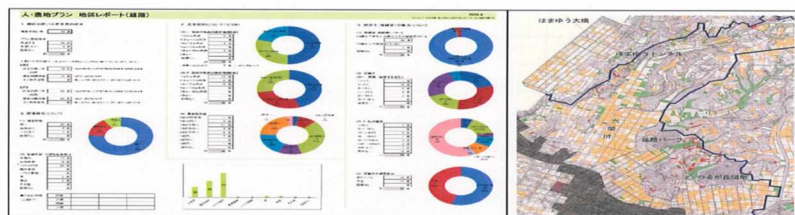
静岡県浜松市は、農地面積 12,100ha（田 2,550ha、9,520ha）、農家戸数約 12,000 戸、認定農業者約 1,200 名であり、地域ごとの農業状況が大きく異なるため、市を 23 地区に分けて、市全域で人・農地プランの実質化を推進した。

郵送によるアンケートの実施、地区レポートの作成、農地利用図の作成等を行ったが、地域の話合いは、コロナ感染防止のため、非対面型の意見集約を実施した。

人・農地プランホームページを開設し、地区レポート、農地利用図、人・農地プラン案の資料を公開するとともに、ホームページに意見フォームを作成して意見募集し、提出された意見を順次ホームページで公開した。

また、意見提出を促すため、全認定農業者に耕作地区の地区レポート、農地利用図、人・農地プラン案及び意見用紙を郵送するとともに、ホームページについても周知した。

令和 2（2020）年度末に、提出された意見をもとに人・農地プランを修正し、人・農地プランの公表を行った。



アンケート結果を地区毎にレポート化、地図化

事例 ★コロナ禍での人・農地プランの実質化の推進【栃木県鹿沼市菊沢地区】

◎ コロナ対策を徹底して、農地プランの実質化を推進

栃木県鹿沼市菊沢地区は、農地面積 969ha、総農家数 840 戸（うち認定農業者数 51 経営体）、主要作物は米、施設園芸（いちご、きゅうり）、果樹（梨）の平地農業地域であり、過去 2 度の台風被害等により農家数が減少し、高齢化が進み耕地面積の 1/3 は 70 歳以上が耕作している。

コロナ禍における市の方針で、人数が多く集まる場合は、収容人員の半数以下と定められているため、今までのように開催通知を出して開催することが難しい状況であり、当初の計画では、話し合いを令和 2（2020）年 2 月以降に予定していたが、2 月に 1 地区で行った以降は、9 月まで新型コロナウイルスの影響で開催できない状況であった。

3 月～8 月に予定していた話し合いが出来なくなったこと等もあり、人・農地プランの実質化に係る地区数及び集落数を現行の 64 地区、64 集落から 19 地区、66 集落に 10 月下旬に修正した。

9 月から再開した話し合いについては、3 密を避けるため市で確保できる広い会場として、コミュニティセンターや体育館（旧防災センター）を会場として実施。地域の話し合いがスムーズに進むよう、農業委員・農地利用最適化推進委員と事前打ち合わせを地区ごとに 1～2 回実施した。会場（200 人収容の多目的室）では、消毒液の設置、常時マスクの着用、検温、室内の窓及びドアの開放による換気の徹底等を図った。

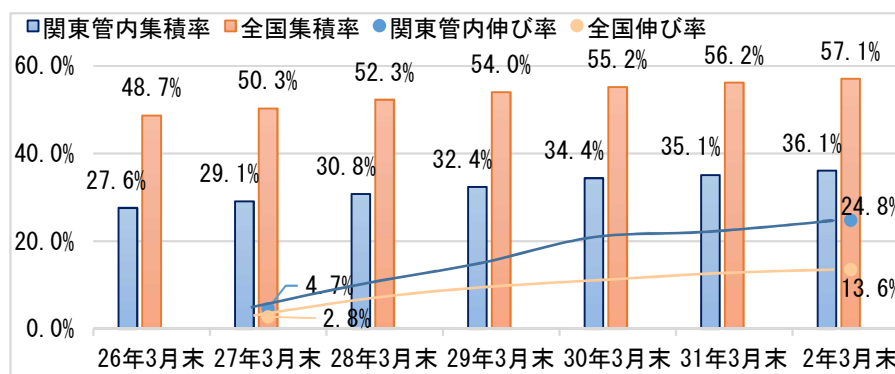
話し合い終了後、参加した方からは、「有意義な会議であり今後も開催して欲しい」との声があった。

19 地区での話し合い終了後、事務局（市）で結果をとりまとめ、令和 2（2020）年度末に人・農地プランの公表を行った。

・担い手への農地の集積状況

関東管内の令和 2（2020）年 3 月末時点の担い手への農地集積率は 36.1%で、集積率で比べると全国（集積率 57.1%）より 21.0 ポイント低くなっているが、平成 26（2014）年度からの集積面積の伸び率をみると、関東管内は 24.8%と全国と比べ 11.2 ポイント高くなっている。

【図表 I-重-5】担い手への農地集積率、伸び率の推移（平成 26（2014）年～令和 2（2020）年）

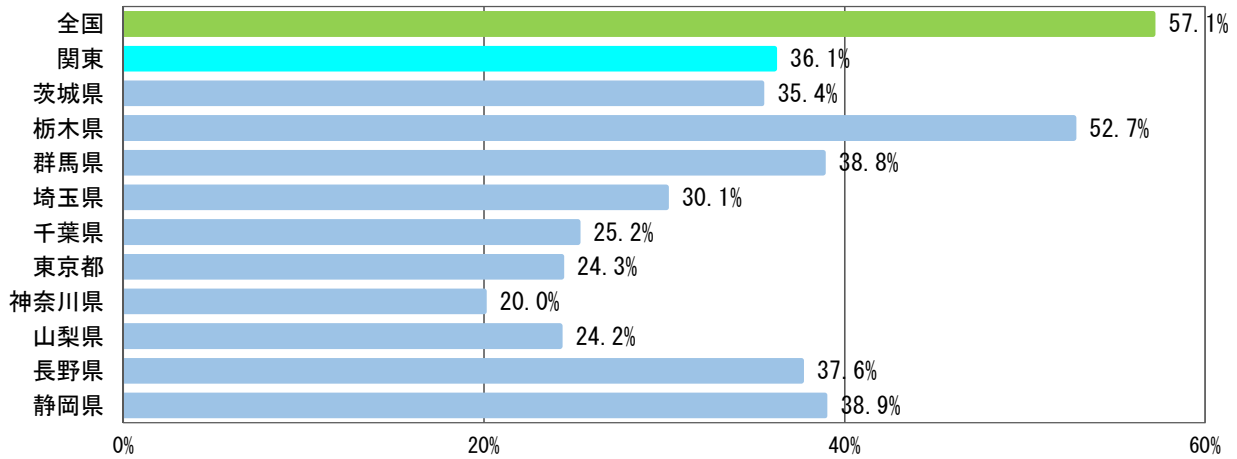


資料：農林水産省、関東農政局調べ

注：集積率は、管内の農地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。

伸び率は、担い手の農地利用集積面積について、平成 26 年 3 月末時点の実績（全国 220 万 8,258ha 管内 22 万 3,546ha）を基準とした各年の増加割合。

【図表 I-重-6】担い手への農地集積の状況（令和2（2020）年3月末時点集積率）



資料：農林水産省、関東農政局調べ

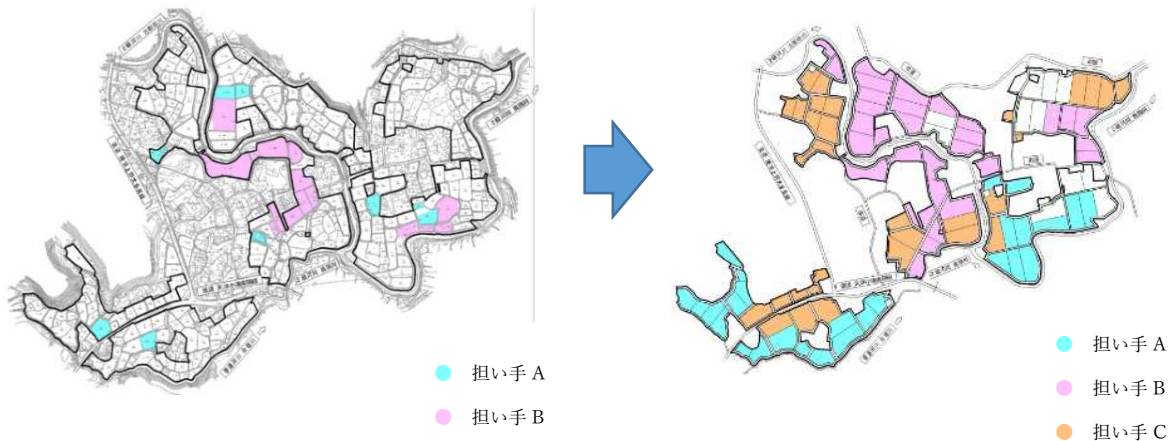
事例 ★地元自治会役員活動をきっかけとした農地バンクを活用した基盤整備事業の実現【千葉県勝浦市名木木戸地区】

◎ 地区内における危機意識の共有により機構関連農地整備事業を活用した担い手への農地集積・集約化を実現

地区内で遊休農地の発生が見受けられたことから、地区自治会の役員が中心となり近隣集落に声をかけ、農地をどのように守っていくか等の勉強会を開始した。同時期に、市が総合計画による基盤整備事業を推進していたため、当該地区において賛同する集落が集まり事業推進委員会（上記自治会役員が委員長に就任）を設立した。その後、関係機関と調整・協議し、地区の話合いを深め、農地バンクを活用した機構関連農地整備事業を実施することとした。

事業推進委員会による地区内での危機意識を共有する話し合い等の取組により、地区内ほぼすべての農地について、スムーズに担い手への農地の集積・集約化を図ることができた。

また、事業推進委員会では、高収益作物の導入に関し、関係機関の助言を受けながら営農作物の実証も開始した。



- ・地区内農地面積：26.4ha
- ・地区内担い手の農地集積率：16.3%（事業実施前）→86.0%（事業実施後）
- ・地区内担い手の平均経営面積：2.2ha/経営体（事業実施前）→7.6ha/経営体（事業実施後）

事例 ★町と企業が協力して遊休農地を解消し集積【長野県富士見町大平地区】

◎ 基盤整備事業により遊休農地を解消して農地を大区画化し、農地をまとめた形で地域の担い手と企業に配分

農業の衰退や地域活力の低下を危惧する町と、町内に工場を有する大手食品メーカーが協力して、工場に隣接する遊休農地を野菜菜園として活用する構想づくりを開始した。

周辺農地と合わせて基盤整備事業により農地を大区画化し、農地バンクを通じて食品メーカーが出資した関連企業（農地所有適格法人）と地域の担い手6名に農地を集積・集約化した。

食品メーカーの関連企業は、強い農業づくり交付金を活用して約1haのセミクローズド型フィルム温室を整備し、国内トップクラスの生産量を誇るトマトの高収益生産を行うとともに、隣接する食品メーカーの工場と合わせて野菜テーマパークとして整備され、地域の雇用創出等の大きな効果をもたらしている。



- ・ 地区内農地面積：11.5ha
- ・ 地区内担い手の農地集積率：0.9%（事業実施前）→100.0%（事業実施後）
- ・ 地区内担い手の平均経営面積：0.1ha/経営体（事業実施前）→1.6ha/経営体（事業実施後）

(3) 新規就農促進対策の推進

- ◎ 担い手減少の中、将来の我が国の農業を支える人材を確保するため、新規就農者の確保・定着、担い手の創意工夫を活かせる農業経営が展開できる環境整備が喫緊の課題。
- ◎ 農林水産省においては、就農前、就農開始後の所得確保、技術・経営力の習得の支援や、農地の集積・集約化、収入保険、出融資等、経営段階や経営態様に応じた支援を実施。関東農政局では、これらの施策の提供や事業の実施に加え、就農者定着に効果を上げている自治体等の事例収集、優良事例・失敗事例等の分析に基づく効果的方策・課題の周知等を推進。

(取組の概要)

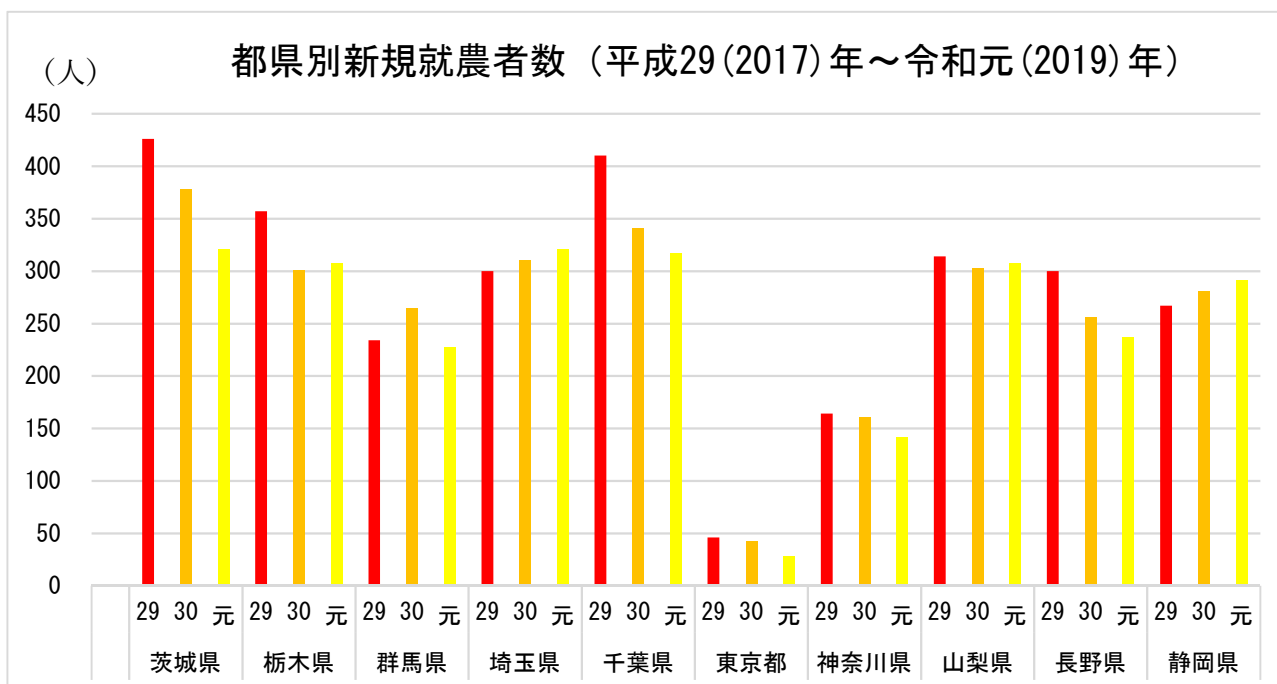
関東農政局では、新規就農の促進に向けて、農政局独自の取組として、各拠点が地域における新規就農促進の取組を情報収集しており、それらの情報の中から、就農希望者に対して複数の組織が連携して就農の検討段階から定着までを一貫してサポートする事例 24 件を、令和 3（2021）年 3 月 31 日に農政局ホームページに公表した。

※ 各地域の就農サポート情報はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/hikken.html>



【図表 I-重-7】



各都県調べ（調査月は都県により異なる）

事例 ★サラリーマンからの新規参入者が国の支援事業を有効活用【鈴木健史氏（栃木県宇都宮市）】

- ◎ 「農業次世代人材投資資金」を活用し、研修後就農。いちご栽培の事業を軌道に乗せる。



栃木県宇都宮市の鈴木健史氏は元々サラリーマンをしていたが、自分自身で全て作り上げ、できたものが報酬になる農業に魅力を感じ、就農した。

農地については、同級生の親がいちご栽培をやめる予定があり、いちごの研修を受けていた師匠の紹介で借りることができた。就農当初は師匠に来てもらい、助言を得たりしていた。新規就農者との交流についてはラインで連絡を取り合っている。

なお、平成 27（2015）年 7 月から令和元（2019）年 6 月まで国の補助事業である農業次世代人材投資資金を利用し、研修中の資金を調達した。

現在はいちご 33a（ハウス 11 棟のうち、とちおとめ 9 棟、スカイベリー 2 棟）、育苗ハウス、選果直売用の建物等がある。

※ 就農するための支援情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/shiensaku.html>（関東農政局）



用語の解説

「農業次世代人材投資資金」とは、次世代を担う農業者となることを志向する原則 50 歳未満の者に対し、就農準備や経営開始時の早期の経営開始を支援する資金のことである。

(4) 棚田・中山間地域の振興

ア 棚田の振興

- ◎ 我が国の棚田は、農産物の供給、水源の涵養に加え、良好な景観を形成する等の多面的機能を有しているが、その保全には多くの人手を有することから、担い手の減少等により荒廃の危機に直面。
- ◎ このため、令和元（2019）年8月に施行された「棚田地域振興法」により、多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援。
- ◎ 関東農政局では、同法に基づく国の関連施策の優先採択や要件緩和等の財政上の措置と、国の職員から選任された「棚田地域振興コンシェルジュ」による情報提供や助言等の支援を実施。

（取組の概要）

関東農政局では、本局職員や各都県拠点の地方参事官を棚田地域振興コンシェルジュに選任し、関係都県及び市町村と連携し、棚田地域の振興のための支援を行っている。

管内では、令和3（2021）年6月末時点では5県46地域が指定棚田に指定され、そのうち14協議会（34地域）で指定棚田地域振興活動計画の認定を受けている。

また、令和2（2020）年12月には管内関係者の参加のもと、農政局と各都県拠点会議室をテレビ会議システムで結び、「関東農政局 棚田シンポジウム」を開催（22ページコラム参照）した。

○関東管内における棚田の状況

管内には、3,267箇所の棚田が存在している。全国の6.0%を占め、長野、栃木県に多い（出典：2005年農林業センサス）。（管内の指定棚田地域及び指定棚田地域振興活動計画の認定一覧は、巻末参考121ページ参照）

用語の解説

「棚田」とは、傾斜地に等高線に沿って作られた水田であり、田面が水平で棚状に見えるもの。農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られている国民共通の財産である。

事例 ★多様な主体で取り組む棚田保全

【石部棚田振興協議会（静岡県松崎町）】

- ◎ 持続可能な保全体制の構築と地域活性化のため、外部と連携するとともに、棚田オーナー制度や棚田米を活用した焼酎等の特産品開発に取り組む。

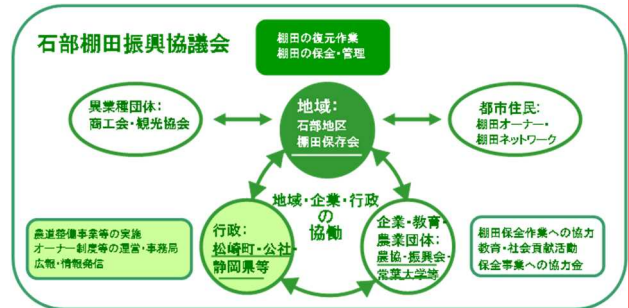
伊豆半島西岸、静岡県松崎町に位置する石部棚田は、東日本では珍しく石積みで築かれた江戸時代から続く歴史の古い棚田である。しかし、昭和50（1975）年頃から観光ブームによる離農や高齢化などにより荒廃が進み、平成10（1998）年頃には耕作放棄率90%以上の山林原野となる。

そこで、昔ながらの棚田の原風景をよみがえらせるために地区住民が立ち上がり、行政、ボランティアも加わって、棚田の復田作業が開始された。

その他にも、棚田オーナー制度や「一社一村しずおか運動」の展開により、棚田を核とした地域づくりや棚田保全に取り組んできた中、更に、棚田地域振興法に基づき、令和元（2019）年12月に指定棚田地域に指定されたことを受けて翌年6月に「石部棚田振興協議会」を設立した。今後多様な主体による持続可能な保全体制の構築と地域活性化を図っていく。



棚田の復田



「石部棚田振興協議会」の体制



多くの人々で賑わうオーナー制度



常葉大学の保全活動（草刈り）



棚田米で作られる特産品

棚田地域振興法の概要

1. 目的（1条）

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等

棚田が荒廃の危機に直面

貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、棚田地域の持続的発展に寄与。

棚田地域…昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一回の棚田が1ha以上あること（政令）

2. 基本理念（3条）

- ① 棚田地域の有する多面にわたる機能が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨とする。

3. 基本方針等（5条・6条）

- ・ 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定（内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定）（5条）
- ・ 都道府県…都道府県棚田地域振興計画を策定（6条）

4. 具体的施策（7条～18条）

（1）指定棚田地域、指定棚田地域振興活動計画等

- ① 都道府県が指定棚田地域を指定申請。主務大臣が指定（7条）
 ▶ 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣（18条）
- ② 市町村が指定棚田地域振興協議会を組織（8条）
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助（9条）
- ④ 協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成し、主務大臣が認定（10条）

（2）支援等の措置

- ① 農山漁村活性化法の「活性化計画」、エコツーリズム推進法の「エコツーリズム推進全体構想」のみなし認定等（12条、13条）
- ③ 国による財政上、税制上その他の措置（14条）
- ④ 毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表（15条）
- ⑤ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置（16条）
- ⑥ 政府に棚田地域振興連絡会議を設置（17条）

※ 棚田地域の振興に関する農林水産省の取組はこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/tanada.html> (農林水産省)



コラム

・ 関東農政局 棚田シンポジウム (令和2 (2020) 年12月9日開催)

棚田・中山間地域の振興に取り組む多様な主体 (農家、棚田保全会、企業 (CSR 活動)、大学、NPO など) の参画を得て、先進事例の発信や関係者のネットワーク作りに資するシンポジウムを開催した。

関東農政局と管内各都県拠点会議室をテレビ会議システムで結び、6カ所の棚田地域からの事例発表のあと、意見交換と質疑応答が行われ、長野県の屋代高等学校附属中学校からの参加者も含め、参加者間の交流が持たれた。(管内10都県から145名が参加)



参加者と農政局との意見交換



長野県拠点の会場

※ 関東農政局 棚田シンポジウムの詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/chiiki/tanada/201215.html> (関東農政局)



・「平林の棚田」の棚田地域指定に向け、山梨県拠点が地域へ提案

山梨県富士川町にある「平林の棚田」の最大の特徴は、棚田越しに富士山を望む「関東の富士見百景」に選定された地域である。

この地域で棚田保全を中心となって担う「平林活性化組合」は、地域の活性化の取組として棚田オーナー制度や都市住民との交流等を取り入れ、地域の遊休農地解消のための活動に力を注ぐ。平成26（2014）年には、豊かなむらづくり全国表彰事業において農林水産大臣賞を受賞している。



山梨県拠点地方参事官室は、山梨県農政部長との意見交換や県の棚田地域振興担当者と機会あるごとに情報共有を行うなど、山梨県と山梨県拠点が棚田地域の指定に向け連携を計った。富士川町及び平林活性化組合に対しては、県拠点として県担当者の同席のもと現地代表者に対する説明会を開催し、棚田地域振興法の概要等を説明するとともに、指定棚田地域の指定に向けての丁寧な働きかけを行った。

同組合代表者は、この提案を地域に持ち帰って地域住民による話し合いを行い、平林地区として棚田地域の指定申請を進めることを住民合意した。これを受け山梨県は、山梨県第1号の指定棚田地域の指定に向けた申請を令和2（2020）年末に行った。

今後、山梨県拠点はコンシェルジュを中心に、県、富士川町、平林地区と連携し、活動計画作成に向けたサポートを行っていくこととしている。

イ 中山間地域農業等の振興

- ◎ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域において、地域の特長を活かした多様な取組を後押しするため、「中山間地域等直接支払交付金」により、農業生産活動を維持するための取組を支援。
- ◎ 「中山間地農業ルネッサンス事業」により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた、意欲ある農業者の取組を総合的に支援。

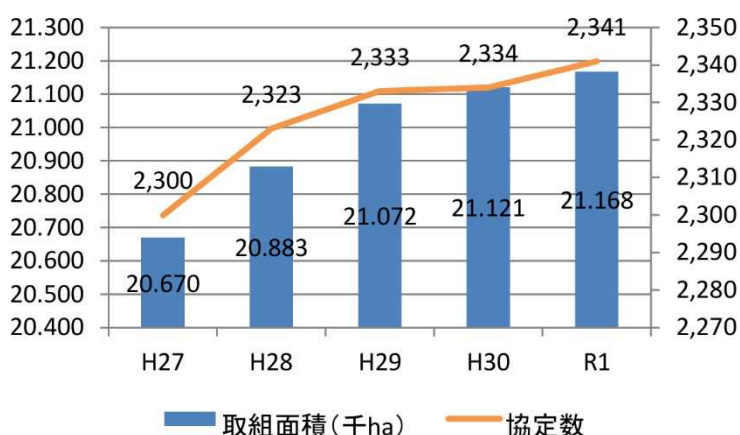
（取組の概要）

中山間地域等直接支払制度については、令和2（2020）年度より第5期対策が開始。令和2（2020）年3月現在で、関東管内で176市町村2,341の集落協定が締結され、2万1,168haの農用地で取組が実施されている。交付面積の地目別割合は、田が81.0%を占め、畑が16.5%となっている。

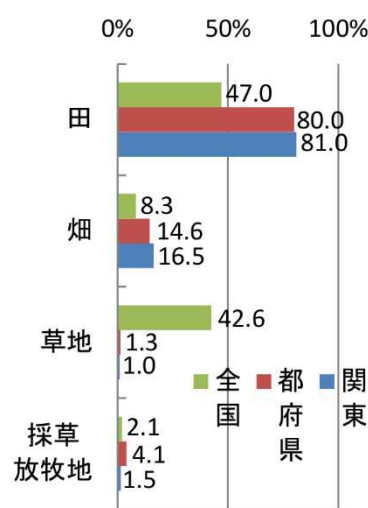
【図表 I-重-8】

関東管内の中山間地域等直接支払制度の実施状況

（各年度）



地目別割合 （令和2（2020）年）



資料：農林水産省調べ

注：地目別の割合で都府県とは、全国から北海道を除いたもの

- ※ 中山間地域等直接支払制度に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/sekkei/index.html>（関東農政局）



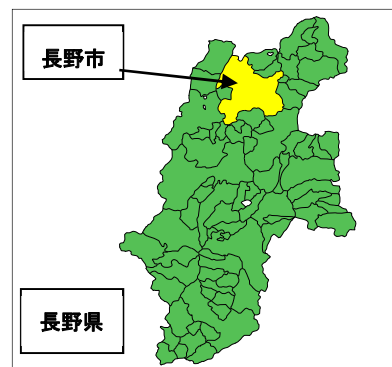
- ※ 中山間地農業ルネッサンス事業に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html（農林水産省）



事例 ★中山間地域農業の振興に関する取組事例【平生産管理組合協定（長野県長野市）】

たいら

- ◎ 協定参加者全員による集落営農組織「平生産管理組合」を設立し、複数集落が連携した広域協定を締結するとともに、所得の向上を図るため農産物の加工・直売にも取り組み、地域を活性化。（協定面積：16.1ha、協定参加者：農業者 38 人 集落営農組織 1）



地区の概要

- 長野県長野市の北部に広がる地域で、水稲・果樹を中心に大豆、野菜を栽培。
- 協定参加者全員が構成員となる集落営農組織（平生産管理組合）を設立。中山間地域等直接支払交付金を活用し、共同利用機械の購入や鳥獣被害防護柵を設置するなど、持続的な農業生産体制を構築。
- 平成 27（2015）年度に、高齢化などから農地の維持・管理が困難になることを危惧した 2 集落協定と広域協定を締結。平成 28（2016）年度からは、超急傾斜農地保全管理加算を活用した加工直売に着手。



【協定農地の様子】



【組合員の皆さん】

取組の特色

- 集落営農組織が高齢化等により管理できなくなった農地を引き受けて、地域内の遊休農地の発生を防止。（平成 23（2011）年 受託面積：2.1ha→令和元（2019）年 受託面積：4.9ha）
- 超急傾斜農地保全管理加算を活用し、農地の法面管理や協定内で生産した大豆の加工・販売（豆菓子「芋井のまめっこ」）を実施。
- 芋井のまめっこは、近隣の日帰り温泉施設や直売所で販売することで、農業者の所得向上に貢献。（豆菓子の販売額：83 万 7 千円（令和元（2019）年）



【大豆を加工した「芋井のまめっこ」】



【大豆畑】

※ その他の取組事例についてはこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/R03_03/R0303jirei.html
（農林水産省）



1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

(1) 水田フル活用の推進

- ◎ 消費者、実需者のニーズの変化等に対応した農産物の生産・供給体制を構築し、食料自給率を向上させるため、水田フル活用の着実な実施や経営の安定化を図る取組を支援。

事例 ★ほ場管理ソフトや農業機械の効率的な活用を実施【有限会社 早川農場（埼玉 県加須市）】

- ◎ ほ場管理ソフト（アプリ）を活用し、水田の作業管理を可視化するとともに、水田の一部をブロックローテーションの転換作物として、麦の二毛作に取り組む。また、農業機械の効率化及び労力削減等を図るため、水田の大区画に取り組む。

有限会社早川農場は、地域の離農農家の土地を預かり、耕作地が増えてきたことを機に、平成 16（2004）年に有限会社として設立した。集約した水田経営耕地面積 70ha は、社員 6 名（代表夫婦と社員 4 名）より、水田活用の直接支払交付金を活用し、水田をフル活用して米・麦の生産に取り組んでいる。水田作付面積は 80ha で、うち水稻作付面積は約 60ha。主食用米は、「こいのぼり古里米」（商標登録）としてブランド化するとともに、加工用米、飼料用米や米粉用米を作付けている。

作業の効率化と経営安定を目指して、ほ場管理ソフト（アプリ）を活用し、社員への水田の作業への指示及び管理状況を可視化して作業の効率化を図るとともに、水田の 20ha をブロックローテーションの転換作物として麦の二毛作に取り組んでいる。

同社は、平成 29（2017）年に埼玉農業大賞（農業ベンチャー部門）を受賞されており、さらなる労力削減及び低コスト化を目指すとともに、若手社員の独立への育成にも取り組んでいる。



1 ha 水田を 2 時間で田植え



ほ場管理ソフト（アプリ）を活用

事例 ★大規模経営によるコスト削減と飼料用米等の導入による経営の安定化
【YAMAGUCHI farm 株式会社（ヤマグチファーム）（茨城県稲敷市）】

- ◎ 水田の集積・集約化によりコスト削減を図るとともに、ICT とスマート農機の連携による大規模水稲作営農体系の本格運用など、スマート農業技術の導入に積極的に取り組む。また、主食用米に加え、飼料用米や輸出用米を導入し、需要に応じた米生産に取り組むことにより経営を安定化。

YAMAGUCHI farm (株) (社長 山口貴広氏) は、農地の集積・集約化と ICT 導入により、3年間で100ヘクタール以上の稲作経営体を育成する茨城県の茨城モデル水稲メガファーム育成事業の第1号として採択された。

現在、107haの水田において、主食用米(47ha)に加え、国の水田活用の直接支払交付金を活用して需要が増加している飼料用米(55ha)や輸出用米(5ha)を導入している。このように需要に応じた米生産に取り組むことで経営の安定化を図っている。



YAMAGUCHI farm (株) 山口社長

また、同法人は、水田の集積・集約化とともに、畦畔除去等によりほ場の大区画化を図っているほか、令和元(2019)年に、ほ場管理システムや自動運転田植機などを導入し作業の省力化や労働時間の削減等にも積極的に取り組んでいる。

山口社長は、令和3(2021)年産主食用米の販売価格が下落傾向にあり、経営の不安定要因となることから、交付金により安定した収入が確保できる飼料用米の生産を拡大することで、さらなる経営の安定化を目指している。

【米粉の利用促進に向けた取組】

関東農政局では、米粉の利用拡大に取り組んでいる事業者・団体等で構成する「関東米粉食品普及推進協議会」と連携し、米粉関連イベント情報や会員提供の情報等をメールマガジンで配信するなど、米粉に関する各種情報を発信している。また、毎月「米粉パンの日」を設け、さいたま新都心合同庁舎2号館エントランスにおいて、関東米粉普及推進協議会会員が米粉入りベーグルの販売促進に取り組んでいる。

一方、「消費者の部屋」(さいたま新都心合同庁舎2号館1階)及び「食のひろば」(東雲合同庁舎1階(東京都))の常設展示コーナーにおいては、米粉製品(米



「消費者の部屋」パネル・米粉製品展示等

粉、麺、カレーなど)のほか、ノングルテン米粉や品質表示基準などの米粉の特性や利用拡大の取組を紹介するパネルを展示し、米粉の利用促進を図っている。

※ 米粉についての詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/komekojouhou/index.html> (関東農政局)



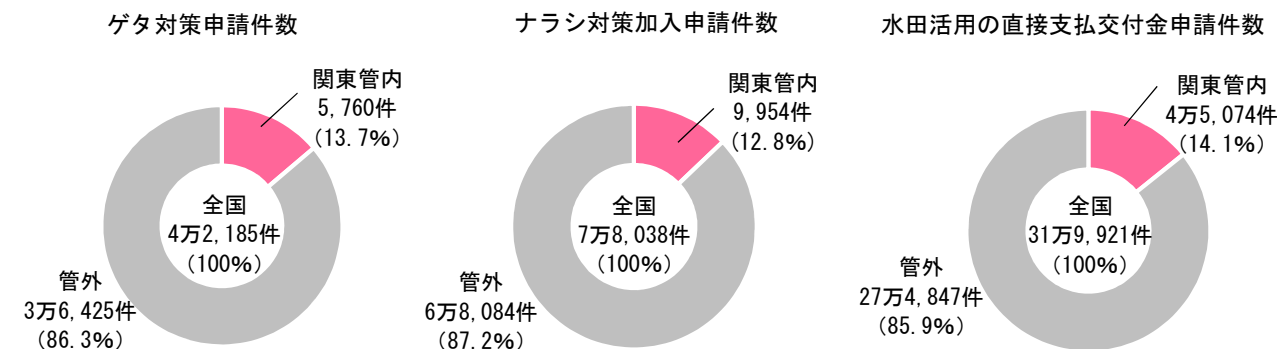
(2) 経営所得安定対策の着実な実施

◎ 経営所得安定対策として、米、麦、大豆等を生産する農業の担い手に対し、経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ対策」という。)、農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(以下「ナラシ対策」という。)のほか、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を交付。

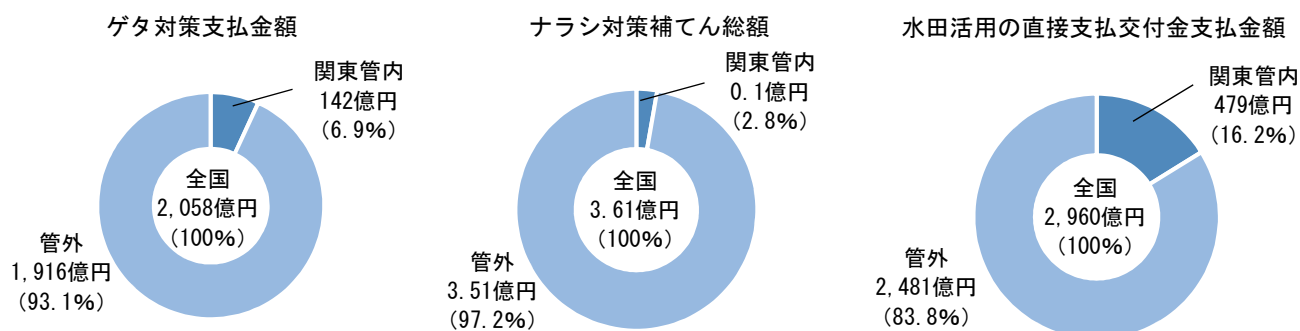
(取組の概要)

令和2(2020)年度の関東管内の申請件数は、ゲタ対策が5,800件、ナラシ対策が1万件、水田活用の直接支払交付金が4万5,000件で、それぞれ全国の13%~14%を占めている。支払金額は、ゲタ対策が142億円、ナラシ対策が0.1億円(※元年産)、水田活用の直接支払交付金が479億円となっている。

【図表 I-1-1】申請状況(令和2(2020)年度)



【図表 I-1-2】支払実績(令和2(2020)年度) ※ナラシ対策は元年度



資料：農林水産省

※ 経営所得安定対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/ninaite/keiei_antei/index.html (関東農政局)



2 スマート農業の推進、食と農に対する理解の醸成

(1) スマート農業の推進

◎令和2（2020）年度における関東農政局取組重点事項とその対応（10 ページ参照）

(2) 食と農に対する理解の醸成

ア 食品ロスの削減

- ◎ 平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた SDGs の達成に向け国際的な機運の高まりの中、令和元（2019）年 7 月に食品リサイクル法の基本方針が見直され、事業系食品ロスの削減目標として「2000 年度比（547 万トン）で、2030 年度までに半減（273 万トン）」を設定。
- ◎ 国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）が令和元（2019）年 10 月に施行され、令和 2（2020）年 3 月に基本方針が決定。この中で食品関連事業者や消費者等に「求められる役割と行動」を提示。
（参考）本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の平成 30（2018）年度の発生量は、約 600 万トン（事業系 324 万トン、家庭系 276 万トン）。
- ◎ 関東農政局では、食品ロスの削減を推進するため、管内のフードバンク活動を支援するほか、食品のサプライチェーンにおいて発生する食品ロス削減のため、食品関連事業者に対し、「食品の流通段階における商慣習の見直し」、「賞味期限の年月表示等の大きくくり化」に取り組んでいただくための働きかけを実施。

（取組の概要）

食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、10 月を「食品ロス削減月間」としている。この月間に合わせ、食品小売事業者の店舗において消費者向けの食品ロス削減のための啓発資材活用の依頼や、賞味期間の 1 / 3 以内に小売店舗に納品を求める期限（1 / 3 ルール）を 1 / 2 等に緩和すること、賞味期間の長い食品の賞味期限の表示を「年月日」から「年月」等に大きくくり化することを推進するため、食品関連事業者との意見交換等を通じ、働きかけ（2020 年度：10 社）を行っている。

（啓発資材活用事例）



イ 食品リサイクルの推進

- ◎ 農林水産省においては、食品産業における環境負荷の低減や資源の有効利用を図る観点から、①食品循環資源の再生利用の促進、②容器包装リサイクルの促進、③食品産業から発生するCO₂排出の削減対策等を支援。
- ◎ 関東農政局においては、食品リサイクル等を推進するため、関係機関と連携等し、制度等の普及・啓発を継続的に実施。関東農林水産関連企業環境対策協議会と連携し、研修会等を開催し関連情報の提供を継続的に行うほか、令和3(2021)年2月には、埼玉県食品バイオマス資源循環推進研究協議会に協力し、消費者・食品関連事業者・廃棄物処理団体等の関係者が受講(令和2(2020)年度は59名が受講)する「埼玉県農山村バイオマス活用推進研修会」に講師として参加するなど、食品リサイクル等の制度や現状等を広く周知する取組を実施。

(取組の概要)

関東農政局では、食品関連事業者等で組織する「関東農林水産関連企業環境対策協議会」と連携し、環境施策の情報提供として環境セミナーや現地研修会を開催するほか、行政情報を中心とした環境関連情報をメールマガジンで送付するなど、食品産業に係る環境対策を促進している。

令和2(2020)年度の主な取組は新型コロナウイルス感染症の影響により11月の環境セミナーの実施のみとなっている。



「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」をテーマとした環境セミナーを食品産業センターと合同で開催

※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/kankyuu_biomass/index.html (関東農政局)



事例 ★資源循環型地域活力向上対策事業の再建に向けた取組

【八王子バイオマス・エコセンター(東京都八王子市)】

- ◎ 農山漁村に賦存するバイオマス等を活用し、有機資源リサイクル事業を展開することで、農業振興、雇用の創出などによる地域活性化およびCO₂排出量の削減等による地球環境の保全を追求。



追加された吸着式脱臭装置

八王子バイオマス・エコセンターは、平成22(2010)年度補正の農林水産省補助事業を活用し、東京都八王子市に整備された食品残さ等の堆肥化施設であり、平成24(2012)年8月に操業を開始した。しかし、臭気に関する苦情が周辺住民から寄せられたことから、事業者は、自主的に稼働を停止した。設備の改善を図ったほか、八王子市や関東農政局と連携して、地域住民や市議会等

に試験運転等の情報を説明するなど再稼働について理解を得るよう努めた。令和3(2021)年1月に一般廃棄物、産業廃棄物処分業の許可を再び取得し同年2月より搬入を開始した。周辺地域で発生する学校給食残さを中心に受け入れ、製品である堆肥を八王子市の小中学校に無償提供するなど、地域密着型の有機資源リサイクルに取り組んでいる。

ウ 再生可能エネルギーの取組推進に係る支援

- ◎ 関東農政局においては、太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス等のエネルギーを有効活用することで、地域の所得の向上等を通じ、農山漁村の活性化につなげることを目指し、再生可能エネルギーの取組について支援を実施。

事例 ★営農型太陽光発電のメリットを営農面でフルに活用する取組【千葉エコ・エネルギー(株)(千葉県千葉市)】

- ◎ 千葉市大木戸地区の地域農家から借り受けた農地(約1ha)において、農業と発電事業の連携により、持続可能な地域づくりの実現を目指す。



電動農機具

千葉エコ・エネルギー(株)は、令和2(2020)年度に農林水産省の「営農型太陽光発電システムフル活用事業」を活用し、にんにく、なす、しょうが等を栽培する農地の上に太陽光発電設備のパネルを設置した。パネル下部といった特殊な条件下にある農地となるため、本条件で栽培できる品目を増やすため、キャベツ、レタス等の葉物野菜の栽培試験を行うとともに、営農型太陽光発電設備(蓄電設備を併設)により発電した電気を電動農機具等に活用する農業のエネルギーシフトに取り組むなど、営農型太陽光発電のメリットを

フル活用する営農モデル構築のための実証に取り組んだ。令和3(2021)年度は、同補助事業を活用し、新たに荒廃農地を開拓して太陽光発電設備を設置し、下部農地で果樹ポットを利用したイチジクの栽培試験を行うとともに、発電した電気を果樹ポットへの灌水システムの利用に取り組んでいる。

※ 環境とバイオマスの詳しい内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zigyo/kankyuu_biomass/index.html (関東農政局)



エ 食育の推進

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新しい生活様式」への対応が必要となるなど、国民の食生活を取り巻く環境は大きく変化。
- ◎ 農林水産省においては、インバウンドの減少や外出自粛などにより、在庫の滞留等が顕著な国産農林水産物等の販売促進を図るため「#元気いただきますプロジェクト」を実施。学校給食や子供食堂等へ国産の食材を提供する取組等を支援。
- ◎ 関東農政局においては、地方自治体、企業、教育機関、学生団体、生産者等の食育実践者と連携し、食育や国産農産物消費拡大の推進に係る取組を実施。また、食育の推進に向け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ウェブを活用した交流会、食育体験の実施及び食育コンテンツを開発。

（取組の概要）

○令和2（2020）年度食育活動の実践に関する交流会

関東農政局は、令和3（2021）年2月16日にアットビジネスセンター東京駅八重洲通り（東京都中央区）において、食育活動の実践に関する交流会（本省「食育推進フォーラム2021」と共同開催）を開催した（参加者：会場37名、オンライン442名）。

食育実践者の参加による新たな日常におけるデジタル化に対応した食育推進「新しい時代の食育を考える」をテーマに、始めに講演及び事例発表、その後、事例発表者とのパネルディスカッションを行った。



交流会の様子

講演は「オンライン料理教室／デジタルを有効活用した食育の推進」、続いて事例発表は、「新たな生活様式に対応した多様な食育情報の発信」及び「「旅する やさい」オンラインと現地体験を通じて農業・地域を活性化」のテーマで行われた。

参加者からは「リアルタイム（ライブ配信）のオンライン体験だけではなく、アーカイブとして再視聴できるYouTubeのような動画が効果的である」との意見や、「新しい生活様式での食育において、現場（オフライン）とリモート（オンライン）での体験というハイブリッド（組合せ）型の食育がこれから求められてくる」との意見が出るなど活発な交流会となった。

○令和2（2020）年度 食育実践者と連携したオンライン食育体験の実施

関東農政局は、令和2（2020）年12月19日に関東食育推進ネットワーク会員のコープデリ商品検査センター（埼玉県さいたま市）において、「親子でオンライン食育体験“食を科学する～ビタミンCの実験・簡単水出しの出汁づくり～”」を共同で開催した。

令和元（2019）年度までは、「食を科学する」というテーマでイベントを行っていたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、オンラインシステムを利用した開催とした。

当日は、会場と親子8組の参加者をオンラインでつなぎ、だいこんを使ったビタミンCの残留実験や水出しの出汁を取る体験を行った。

オンライン食育体験に参加することは初めてながら、実験やクイズ、野菜の選び方、アンケートを取り入れ、画面越しに参加者に答えてもらうなど、一体感のあるイベントとなった。

参加者からは、「材料がなくても、リモートで楽しい食育体験が出来ました。」、「実験やクイズもあり、オンラインでも親子共に楽しめる内容でした。」といった感想が聞かれた。



オンライン食育体験の様子

コラム

・ウェブを活用した食育コンテンツ 「おうち de 食育」「関東食育 DOUGA」の開設



消費・安全部は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な活動が自粛されている中、食育活動が積極的に行われるよう、令和2（2020）年6月の食育月間に併せ「今、できることから始めよう！おうち de 食育」をテーマに関東農政局ホームページ内にウェブサイト「おうち de 食育」を開設した。

食育に関するコンテンツを「学ぶ」「遊ぶ」「育てる」「食べる」の4つのコーナーに分け、気軽にダウンロードをして、みんなで遊べるゲーム「おうち de 食育ビンゴ」、すごろく、「関東地方の郷土料理クイズ」、おうちで簡単にできる野菜の育て方、プロスポーツチームや食育実践者等の食育体験の YouTube を中心に食育活動が楽しく取り組める情報を発信している。

さらに、食育のデジタル化に対応して、教育ファームや食育実践者等の農林漁業体験を動画で紹介するウェブサイト「関東食育 DOUGA」を開設し、動画を通じておうちの中でも食育を身近に楽しく学べるよう工夫をしている。

以上の取組を行った結果、管内の地方公共団体、教育機関、食育実践者等から反響があり、多数のウェブサイトのリンクにつながったほか、教育機関が発行する「給食だより」等にも広く掲載された。今後も、食育の推進



関東食育 DOUGA より

につながるよう、ウェブによる情報を発信していきたい。

※ 詳しい内容は、こちらをご覧ください。

おうち de 食育

https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/ouchi/index.html (関東農政局)

関東食育 DOUGA

https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/shokuiku/movie/index.html (関東農政局)



コラム

・YouTube を活用し国産農林水産物等の魅力を紹介

農林水産省の職員が、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり、担当業務にとらわれず、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクト「BUZZ MAFF」。

「しぞ〜か食堂」(令和2(2020)年1月〜9月発信)

静岡県拠点が静岡県の意外な特産物や、レシピなどを紹介。

メキャベツ、プチヴェール、えだまめ、セルリー、スルガエレガント、ナス、野ぶき、パクチー、お茶、わさび、三方原馬鈴薯、温室メロン、特選和牛「静岡そだち」、冷茶、しいたけ、にじます「紅富士(あかふじ)」、落花生、ぎんなんの生産者を取材し動画を作成した。

特にコロナ禍で、牛乳消費拡大のための「おうちでバター」や、お茶、わさび等の苦境にある生産者を応援するため、紹介する食材にもこだわり発信した。



しぞ〜か食堂

「今日も花がきれいですね」(令和2(2020)年10月〜3(2021)年3月発信)

本局が、国産花きを職場のデスクや自宅の卓上に飾った様子、花の豆知識などを紹介。

ダリア、バラ、コスモス、マリーゴールド、チューリップ、スイートピー、啓翁桜を使用した動画を作成した。

花を持って街を歩くことで花に触れたり目にする機会をつくり、花の素敵さを周囲にさりげなくアピールする「フラワーウォーク」の取組もユーモラスに発信した。



今日も花がきれいですね

※ 「しぞ〜か食堂」は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/buzz_maff/buzz_maff_shizuoka_syokudou.html (関東農政局)



※ 「今日も花がきれいですね」は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/kikaku/buzz_maff/kyoumo_hanaga_kireidesune.html (関東農政局)



3 農産物・食品の輸出力強化と高付加価値化

(1) 農産物・食品の輸出力強化

- ◎ 農林水産物の輸出は、国内出荷と異なり、輸出先国における様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商習慣等があるため、小規模な農林漁業者・食品メーカー・流通業者が個々に継続的な成果を出すことは困難な状況。
- ◎ このため、農林水産省では個々の事業者がビジネスパートナーを見つけ、商談などの橋渡しを行うためのコミュニティサイトを立ち上げ、当該コミュニティでの取組に対して、行政・JETRO 等によるワンストップでの支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を展開。
- ◎ 関東農政局では、GFP において輸出診断を希望する農林漁業者・事業者に対して、輸出に関する専門家チームを編成し、輸出を成功させるためのアドバイスや事業者ごとに有用な情報提供をオンラインにて実施。

※ 農林水産物・食品輸出プロジェクトの詳細な内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/gfptop.html>（農林水産省）



用語の解説

「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトである。

（取組の概要）

○越境 EC プラットフォームを活用した農林水産品・食品の海外販路開拓に関するオンラインセミナーの取組（関東農政局、北陸農政局、関東経済産業局）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外展示会への出展や現地での営業活動が制限され、事業者の新たな販路開拓に支障が生じている状況にあり、ウィズ・アフターコロナの環境下においては、デジタルツールを活用した海外展開が必要不可欠であるところから、越境 EC プラットフォームを活用した「食」の海外販路開拓に係るセミナーを実施。

輸出促進の取組を一層強化するため、北陸農政局、関東経済産業局と連携し、農林漁業者や中小企業の事業ステージや課題に応じて、両省が所管する海外展開支援策や現に輸出におけるスキルを有する貿易商社（＝サポートビジネス商社）を活用した支援を組み合わせた伴走型支援を実施した。

令和3（2021）年1月27日、輸出を目指す農林漁業者や飲食料品分野の中小企業を対象に、越境 EC を展開する企業より、デジタルツールを活用した海外展開に必要なノウハウ、心構え等を講演する「越境 EC プラットフォームを活用した農林水産品・食品の海外販路開拓に関するセミナー」を新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためオンラインにて開催した（参加者、約 330 名（生産者 26 名、食品メーカー 47 社、輸出商社 61 社など））。

事例 ★世界中の飲食店と豊洲をダイレクトに繋ぐweb受注の取組【株式会社築地太田（東京都江東区）】

◎ デジタル化の先駆けとして、自社で海外版受発注システム「Tsukiji OFM System」を開発。世界中の飲食店がどこからでも、豊洲の入荷状況をリアルタイムで閲覧し、発注が可能となる仕組みを構築。

株式会社築地太田は、受注確認後に魚を仕入れ、HACCP 加工場で仕分け梱包して航空便またはコンテナ便で現地へ出荷している。輸出先は、北米を中心とした世界約 20 都市であり、現地ではディストリビューターが店舗に配送している。

新型コロナの影響で同行営業や展示会出展が難しい中、さらなるデジタル化を進め、取引が見込まれる海外事業者にはアプリの二次元コードを送付し、海外事業者がスマホ等でアプリからログインすれば直接社スタッフと商談、発注できる仕組みを開発した。



※「令和2年度輸出に取り組む優良事業者表彰」農林水産大臣賞受賞

※ 農林水産物・食品の輸出促進対策の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>（農林水産省）



制度

農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）

令和元（2019）年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が制定された。

本法に基づき、農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、輸出先国との協議や手続きの迅速化を図る。

※農林水産物・食品輸出本部（輸出先国規制対策）の詳しい内容、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>（農林水産省）



(2) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応

ア 国際水準GAP（農業生産工程管理）の普及推進

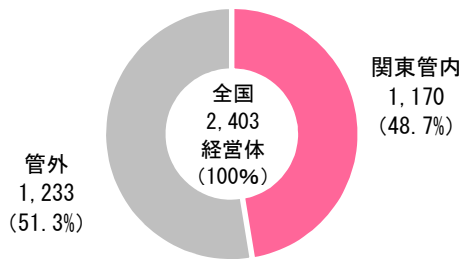
◎ 我が国の農畜産業の競争力の強化、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会^{*}への国産農畜産物の供給、農業経営の改善、輸出拡大、農業の人材育成等の観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援。

※ 大会開催は令和3（2021）年に延期。

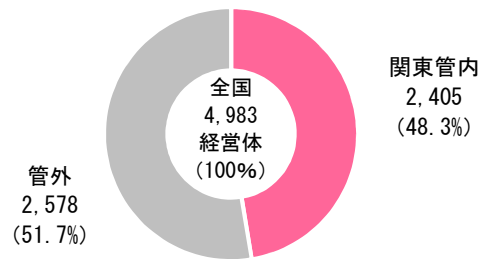
（取組の概要）

管内における令和3（2021）年3月末時点のGAPの認証取得経営体数についてみると、ASIAGAPは1,170経営体（全国の48.7%）、JGAPは2,405経営体（全国の48.3%）となっており、他地域に比べGAPの普及が進んでいる。

【図表 I-3-1】 ASIAGAP 認証取得経営体数



【図表 I-3-2】 JGAP 認証取得経営体数



資料：農林水産省

用語の解説

「GAP」とは、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、農業者自らの生産工程をチェックし、改善する取組である。

事例 ★GAPの理念で経営改善と地域に貢献【鈴木 直政（千葉県佐倉市）】

◎ GAP取得で作業の効率化やコスト削減につなげるとともに、不断の改善努力で地域に貢献。令和2（2020）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール関東農政局長賞受賞。

経営面積2haでやまといも、水稻及びらっかせいを生産している鈴木さんは、平成23（2011）年に日本GAP協会の指導員に認定され、平成25（2013）年10月にやまといもでJGAP認証を取得し、令和元（2019）年にはASIAGAP指導員に認定されている。

鈴木さんは、常に「より良いやり方」を探求し、課題を解決することがGAPの理念そのものであるとの信念の元、作業工程を踏まえた環



整頓された農業保管庫

境改善や作業機械の改良を通じた作業の効率化などに取り組んでいる。

例えば、効率的に作業を行えるように作業の流れに沿った動線配置を行うとともに、農産物に交差汚染が発生しないよう「衛生区域」と「汚染区域」の区分に応じて「農産物・出荷資材」と「農薬・肥料」の配置を行っている。また、従来は一輪管理機を使って培土、施肥及び覆土の作業をそれぞれ一条ごとに行っていたが、四輪管理機を導入し航空整備士の資格・経験等を生かして作業の安全性を確認しつつ、培土・施肥・覆土の3作業を同時に3条行えるように改良することにより作業時間を9割削減する大幅な効率化を実現した。

鈴木さんは、多くの農業者に「GAP」の考え方を広く知ってもらうことが極めて重要と考えてGAP指導員としても積極的に活動している。佐倉市内ではこれまでに5戸の農家が「ちばGAP」を取得しており、地域のGAP推進にも大きく貢献している。



粒剤散布装置の作動忘れ防止のため、作動時は光る

改良された農業機械

※ GAPに関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/GAP.html> (関東農政局)

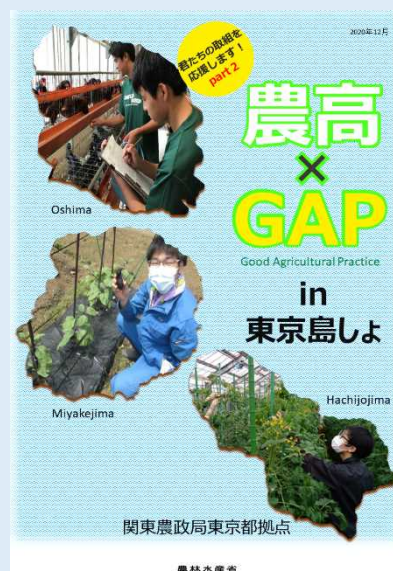


コラム

・東京都立高校農業科におけるGAPの取組を東京都拠点が応援（東京島しょ）

東京都は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会において「持続可能な東京農業の実現」と「東京2020大会における都内産農産物の活用」に向けて、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した独自のGAP認証制度を2018年に創設した。

この東京都GAP認証制度の創設をきっかけに、都立農業科高校(8校)でGAPの取組が始まった。各校はトマトやなす等の青果物でJGAP認証を取得し、さらに三宅高等学校は茶、大島高等学校は採卵鶏・鶏卵でJGAPの認証を取得するなど特色ある取組を行っている。東京都拠点では、平成元(2019)年度、内地の5校を取材し、GAPの取組を応援するための冊子を作成。平成2(2020)年度は、島しょ部にある3校(都立大島高等学校、都立三宅高等学校、都立八丈高等学校)の取組について、コロナ禍で現地に行けなかったためオンライン取材を行い、第2弾「農高×GAP in 東京島しょ ～君たちの取組を応援します! part 2～」の冊子を作成、GAPの取組を更に応援した。



※ 農高×GAPの詳細内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tokyo/nouko_gap/index.html (関東農政局)



イ 地理的表示（G I）保護制度の普及

- ◎ 地理的表示（G I）保護制度は、製品の登録により模倣品が排除されるほか、登録生産者団体が自らの製品の価値を再確認することができるなどの効果を期待。
- ◎ 関東農政局では、地理的表示（G I）保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口（G Iサポートデスク）と協力し、地理的表示保護制度について、生産者団体や実需者を対象としたセミナーの実施等により、制度の周知及び普及等を推進。

（取組の概要）

G I 産品は、令和 3（2021）年 3 月 31 日現在、40 都道府県の 104 産品、2 カ国（イタリア共和国及びベトナム）の 2 産品の合計 106 産品が国に登録され、うち、関東管内では 11 産品が登録されている。

用語の解説

「地理的表示（G I）保護制度」とは、地域に存在する伝統的な生産方法や生産地等の特性（気候・風土・土壌等）が品質等の特性に結びついている産品の名称を知的財産として登録・保護し、生産業者の利益を保護するとともに、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益保護を図ることを目的とした制度である。

【管内で新たに追加された G I 産品】

西浦みかん寿太郎（静岡県）

登録日：令和 2（2020）年 11 月 18 日（登録番号 第 103 号）

登録生産者団体 南駿農業協同組合

コラム

・ 寿太郎さんが見つかり育てられてきた、糖度と酸度のバランスが良いみかん



「西浦みかん寿太郎」に用いられる品種「寿太郎温州」は、静岡県下で広く栽培されている「青島温州」の突然変異として、昭和 50（1975）年に沼津市西浦久連で山田壽太郎氏により発見され、昭和 59（1984）年に「寿太郎温州」として品種登録された。

太平洋側に面しながら、駿河湾越しに富士山を望む主に北側斜面に位置する肥沃な火山灰土壌の静岡県沼津市の三浦地区では、本格的なみかんの生産は明治初期より行われていたが、寿太郎温州発見後、原木から接木した苗木を生産者に配付して「西浦みかん寿太郎」の産地形成を進めてきたほか、原木の高齢化に備えて苗木用の母樹園を作り、品種の維持に努めている。



「西浦みかん寿太郎」は、一般的なミカンに比べ、糖度（甘さ）と酸度（クエン酸）のバランスが良い食味が特徴である。果実は青島温州よりひとまわり小さく、果皮はやや薄く浮き皮が少ない。また、青島温州に比べ糖度と酸度が高く、味が濃いのが特徴である。さらに、他産地出荷が少ない時期に出荷の最盛期を迎えられるように、栽培及び貯蔵技術の向上に取り組むことで、品質の良さが高く評価されている。

※ 地理的表示（G I）保護制度の詳細な内容は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act（農林水産省）



※ 関東管内のG I登録産品の情報は、こちらをご覧ください。
https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/zipyo/gi_act.html（関東農政局）



(3) 農産物・食品の高付加価値化

6次産業化の推進

- ◎ 農山漁村には、農林水産物を始め、景観、文化など様々な地域資源が存在。これらを組み合わせることによりブランド化を推進することが地域資源を活かす点でも効果的。
- ◎ 関東農政局では、令和3(2021)年3月末現在、六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画446件、研究開発・成果利用事業計画を12件認定しており、このうち令和2(2020)年度には総合化事業計画9件、研究開発・成果利用事業計画1件を認定。

事例 ★地元産海藻を給餌した「鎌倉海藻ポーク」の生産・加工・販売【有限会社臼井農産鎌倉事業所（神奈川県鎌倉市）】認定日：令和2（2020）年1月31日

- ◎ 漁協、生活介護施設等と連携し、鎌倉の海岸に打ち上げられる海藻を加工し、飼料に配合し、豚に給餌して、「鎌倉海藻ポーク」として生産・加工・販売。

海藻採集の様子



特徴ある自社ブランド豚の生産を課題としていたところ、通常は廃棄される鎌倉の海岸に打ち上げられる海藻を、鎌倉漁業協同組合の許可の下、生活介護施設が回収、乾燥・粉碎加工する活動の紹介を受けた。これをきっかけに、漁協、生活介護施設等と連携し、回収、加工された海藻を飼

料に配合し、厚木市内の自社農園で飼育する豚に出荷前の一定期間給餌して、「鎌倉海藻ポーク」として生産・加工・販売する体制を確立した。

「鎌倉海藻ポーク」は、現在、個人顧客や飲食店に販売しているが、今後、生産量を拡大し、他の飲食店やホテル等への販売等、販路拡大を計画している。

本取組により、鎌倉の海岸の美化、障がい者の地域交流、未利用資源の有効活用に寄与しつつ、新たなブランド豚の確立を目指している。

事例 ★放牧で育てたジャージー牛の生乳を使用し、国内では流通量の少ない発酵バターを製造・販売【森林ノ牧場株式会社（栃木県那須町）】認定日：令和元（2019）年9月30日

- ◎ 森林を有効活用してジャージー牛を放牧するとともに、地元と連携した事業展開を行い、那須地域の活性化に尽力。

森林放牧の様子



栃木県那須地域の森林を有効活用してジャージー牛を放牧している。ジャージー牛乳は一般的にホルスタインより乳脂肪分が多く濃厚でコクがあるとされ、その生乳を使用し牛乳やソフトクリームなどの製造・販売をするほか、牧場に併設するカフェの経営をしている。

発酵バター



現在、自社のジャージー牛の生乳を用いて国内では希少な発酵バターの製造・販売に取り組んでおり、また、小ロットのバター製造ノウハウを活かし県内の酪農家のバターを受託製造も行っており、「地産バター」の市場価値の創出を目指している。

バター製造の際、生乳のうちバターになるのは約5%で、約90%がスキムミルクとして残るため、その有効活用が課題であったが、スキムミルクを原料として、乳酸菌飲料や地元企業と共同開発をした菓子などの製造・販売が順調に推移したことから、新たな取組を開始することとした。

※ 6次産業化制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/6jisangyo/6jisangyo.html> (関東農政局)



コラム

・群馬県内の報道関係者向け現地調査を通じ県内の特徴的な取組を情報発信

群馬県内の報道関係者に対して、農業・農政について理解を深め、県内農業のトピック的な取組を広く情報発信していただくことを目的に現地調査を実施。

群馬県内報道機関に向け、農業の現状や農業政策等に対する理解を深め、報道に繋げてもらい、広く国民に対し農業への理解の醸成を図ることを目的として、平成16(2004)年度から県内農業のトピックを対象とした現地調査を実施している。

令和2(2020)年度は、6次産業化認定業者の紹介をテーマに、前橋市内で「卵(プリン、ケーキ)」、「大豆(なっとう)」、「生乳(チーズ)」の加工に取り組む事業者から、取組のきっかけや今後の事業展開を聞き取り、店舗等の視察を実施した。

大豆に関する取組については、後日、報道機関が改めて取材を行い、群馬県内だけでなく全国で報道された。



現地調査の様子
令和2年11月開催
(前橋市 後閑養鶏園)

4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

(1) 農業生産基盤の整備と保全管理

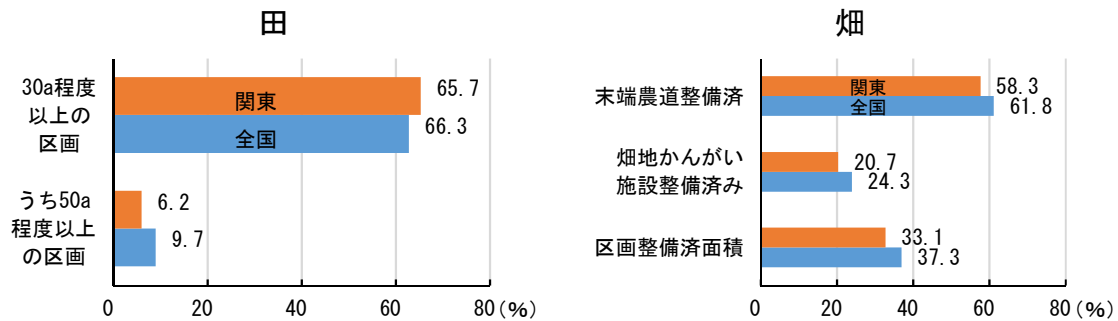
ア 農業生産基盤の整備

- ◎ 我が国の農業の競争力を強化するためには、担い手への農地の集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進する必要。
- ◎ そのために農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の農業生産基盤整備を実施。

(取組の概要)

平成 31 (2019) 年における関東管内の区画整備の状況を見ると、区画整備済みの水田は 65.7%、畑地かんがい施設が整備済みの畑は 20.7% となっている。

【図表 I-4-1】全国（北海道を除く）及び関東管内の田及び畑の整備状況



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」（平成 31 (2019) 年 3 月 31 日時点）
農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」（平成 31 (2019) 年 7 月 15 日時点）

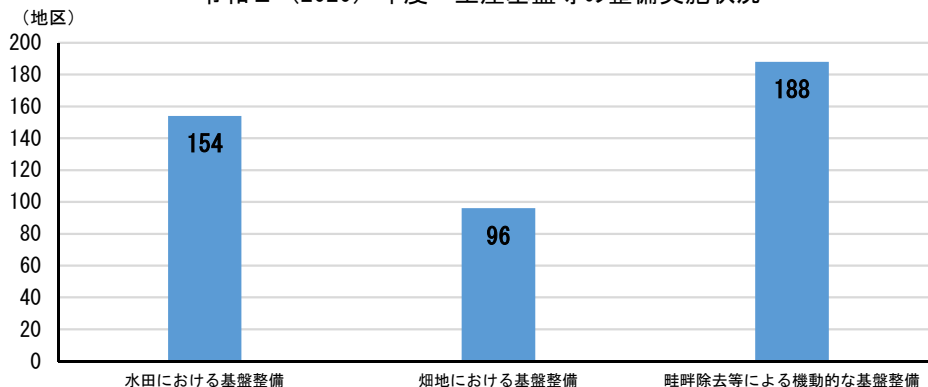
※ 農業生産基盤の整備状況（平成 31 (2019) 年 3 月）の詳細な内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/h28_choukei-24.pdf（農林水産省）



令和 2 (2020) 年度、関東管内では、438 地区において水田・畑の生産基盤等の整備を実施しており、これらの整備を通じて担い手への農地利用集積や農業の高付加価値化等に向けた取組を進めている。

【図表 I-4-2】

令和 2 (2020) 年度 生産基盤等の整備実施状況

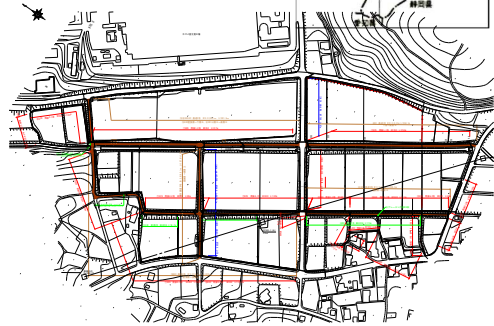


事例 ★農業生産基盤整備を実施して農業競争力を強化【長野県富士見町「大平地区」】

◎ 区画整理、農作業道・用排水路整備及び暗渠排水の整備を実施。農業生産法人等の担い手に農地を集積し、水稻から高収益作物へ転換。



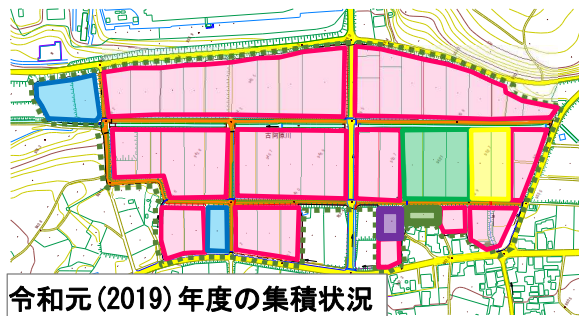
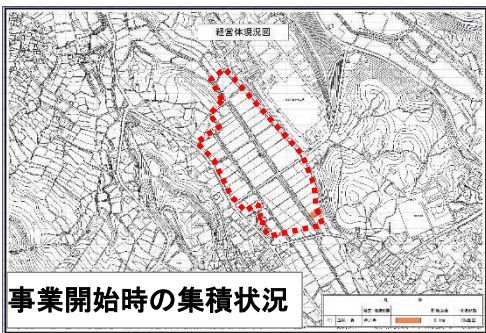
本地区は、八ヶ岳西麓に位置する中山間地域で、小規模区画や湿田が多く、また耕作者の高齢化等により農地の遊休化も始まっていた。本事業により水田の区画拡大・汎用化、道路や水路の整備を実施して生産効率を高めるとともに、地域との合意形成のもと、農地中間管理機構を活用して、地域内企業が出資する新たな農業生産法人と地域内の担い手へ農地を集積した。



【事業概要】 受益面積：11.5ha
 主要工事：区画整理 7.4ha、暗渠排水工 4.1ha



本事業の実施により、担い手への農地集積率は、事業開始時（平成 28（2016）年度）に 0.8%であったものが、令和元（2019）年度には 100%となった。また、地区の 3 割を占めていた遊休農地が全て解消され、トマトを主体とした高収益作物の生産に転換された。



高収益作物の作付状況



周年型大型ハウスでの高収益トマトの生産

イ 農業水利施設の長寿命化

- ◎ 全国の農業水利施設のうち、ダムや取水堰等の点的な基幹的施設は約 7,600 か所、農業用排水路のうち基幹的水路の延長は約 5 万 km（うち関東管内では、点的な基幹的施設は約 1,700 か所、基幹的水路の延長は約 1 万 km）。
- ◎ これらの基幹的農業水利施設は老朽化が進行しており、施設更新の遅れや維持管理能力の低下が進むと、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に支障が生じるおそれあり。このため、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストを低減化。

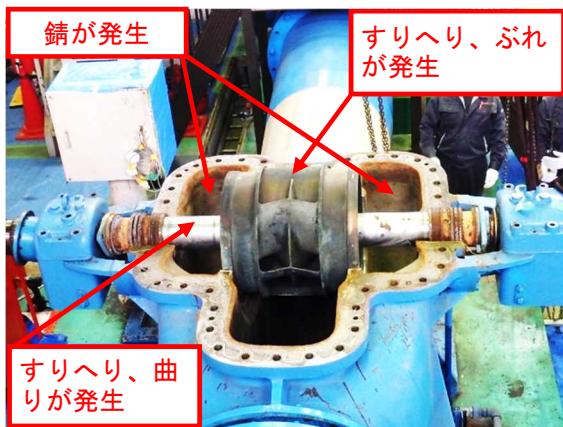
【国営造成施設の長寿命化に向けた取組】

○国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）^{おとおねようすい}（大和根用水地区）

【整備前】

○地区内の揚水機場（ポンプ設備）は造成後 40 年余が経過しており、老朽化のため腐食、摩耗、油漏れ等によりポンプの能力低下及び故障が発生し、農業用水の安定供給が図られない恐れ。

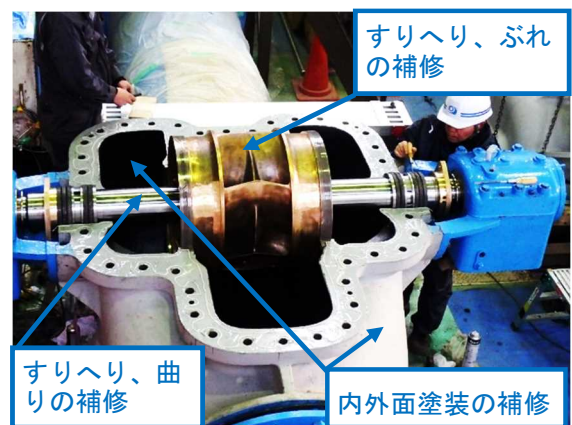
ポンプ（上蓋を開いた状態）



【整備後】

○早期にポンプ設備の整備を実施。⇒早期に整備することにより、従来よりも施設を長持ちさせ、維持管理費の低減や安定的な用水供給を確保。

ポンプ（上蓋を開いた状態）



○国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）^{あかぎせいろく}（赤城西麓地区）

【整備前】

○施設共用後 20 年以上を経過し、機器・部品の劣化や消耗が進み、故障発生頻度の高まり、交換部品の確保の困難、修理不可の装置も増加している。

老朽化した水管理システム



【整備後】

○クラウドセンター方式を用いることにより、これまで管理者の負担となっていた部品交換、バージョンアップにかかる経費が節減。

更新した水管理システム



ウ 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災対策

① 大規模自然災害に対応した農業水利施設の整備等による防災・減災力の強化

- ◎ 近年、集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけではなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発。
- ◎ こうした地域において農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、関東農政局においても、農業水利施設やため池等の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の防災・減災対策を実施。

（取組の概要）

令和2（2020）年度に管内で実施中の農村地域防災減災事業の実施地区数は319地区である。

主な事業内容は、ため池の整備、用排水施設等の整備、農地保全整備及び地すべり対策などである。

事例 ★農村地域防災減災事業（ため池整備事業）の取組状況【長野県上田市「西塩田地区（沢山池）」】

- ◎ 耐震性能が不足していること等からため池の決壊等による下流域への被害を未然に防止するため、ため池を改修して地域全体の安全性の向上を図る。

【地区の現状】

○多くのため池は江戸時代に築造され、堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足、耐震性能が不足している。



耐震性能が不足している堤体

○また、令和元（2019）年東日本台風により土砂が堆積して土砂吐ゲートが埋没し、緊急放流が困難になっている。



土砂吐ゲートが埋没して機能が低下

【事業による効果】

- 梅雨期や台風期に堤体からの越流による決壊を防止するため、能力不足の洪水吐断面を改修し、下流の農地・集落等の被害を防止する。
- 耐震性を有していないため、堤体を補強し、地震時における堤体の崩壊を防止する。
- 監視カメラと水位計をため池に設置し、パソコンやスマートフォンで確認することにより、ため池の適正な管理と、豪雨時や地震発生時の点検を安全かつ迅速に実施できる。

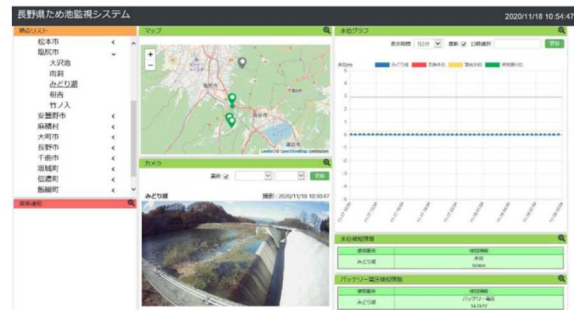
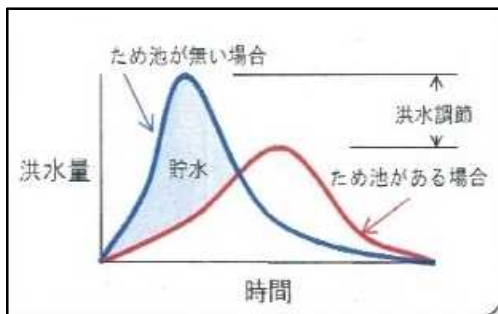
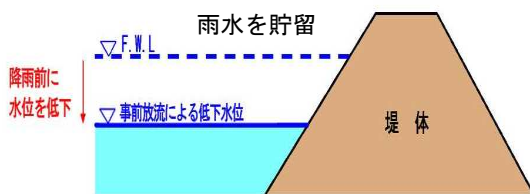
- ため池の多面的機能を生かし、関係者協働の取組として非かんがい期は、ため池の水位を下げ空き容量を確保することにより、豪雨時に雨水を貯留し、下流水路への流出を抑制する。



低水位管理により雨水を貯留



カメラと水位計を設置し、遠方で監視



システム画面



アクセスはこちら

長野県ため池監視システム

検索

② 防災重点農業用ため池の防災工事等の推進

- ◎ 平成 30 (2018) 年 7 月豪雨による被害を踏まえ、国が新たな基準を設定し、それに基づき都道府県が令和元 (2019) 年 5 月に防災重点ため池を再選定。その結果、その数は約 1 万 1 千箇所から約 6 万 4 千箇所に大幅に増加し、地方公共団体からは、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要と多くの声。
- ◎ 関東管内では、再選定により防災重点農業用ため池は、425 か所から 2,527 か所 (令和 2 (2020) 年 3 月 31 日時点) に増加。
- ◎ このため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的として「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和 2 (2020) 年 10 月 1 日施行)」が制定。

※ 「防災重点農業用ため池」

・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

(①100m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があるもの、②500m未満の浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が1,000 m³以上のもの、③浸水区域に家屋や公共施設等があり、かつ貯水量が5,000 m³以上のものなど)

※ 都県別防災重点ため池数：関東計 2,527 か所（全国 63,522 か所）

茨城県 36、栃木県 218、群馬県 199、埼玉県 245、千葉県 583
東京都 6、神奈川県 10、山梨県 89、長野県 654、静岡県 487

※ ため池に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/
(農林水産省)



③ 流域治水の推進「農業用ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組」

- ◎ 気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川管理者による治水から、氾濫域の流域関係者全体で取り組む「流域治水」に転換。
- ◎ 都市・市街地の近傍や上流域には水田が広がり、多くの農業用ダムやため池が存在。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、流域治水を推進することが可能。
- ◎ 関係行政機関の緊密な連携の下で総合的な検討を行う「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、基本方針を策定。これに基づき、関東管内においても一級水系を対象に水系毎に治水協定締結を推進。

(取組の概要)

既存ダムの洪水調節機能強化については、関係行政機関（内閣府、内閣官房、国土交通省、農林水産省、気象庁等）の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議が、令和元（2019）年11月26日に設置された。

検討会議において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が示され、令和2（2020）年5月までに一級水系を対象に水系毎に治水協定を締結し、河川管理者がダム管理者と連携して水系毎にダムの統一的な運用を図ることとされた。

関東管内においても農業用ダム11基について治水協定を締結、また、一級水系に続き、二級水系においても令和3（2021）年3月末までに関東管内の農業用ダム9基について治水協定を締結している。

<治水協定の主な内容>

○洪水調節機能強化の基本方針

水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量（洪水調節可能容量）

時期ごとの貯水位運用の考え方

○事前放流の実施方針

事前放流の実施判断の条件（降雨量等）

事前放流の量（水位低下量）の考え方

○緊急時の連絡体制

河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中にも即時・直接に連絡を取れる体制の構築

事例 ★御前山ダム（国営那珂川沿岸土地改良事業）の事前放流に向けた取組【茨城県常陸大宮市】

◎ 治水協定に基づき、事前放流の実施体制を整備。降雨を貯留することで洪水調整機能の向上を図る。

農業用ダムである御前山ダムは、令和2（2020）年5月28日に締結された「那珂川水系治水協定」に基づき、同年6月1日から事前放流の実施体制を整備した。

本ダムでは、気象庁の予測降雨量が350mm以上となった時点で、下流の河川状況を確認の上、最大放流量約4 m³/sの事前放流を行い、貯水位を標高65.9mまで低下させて、ダムの空き容量約100万m³を確保することになっている。

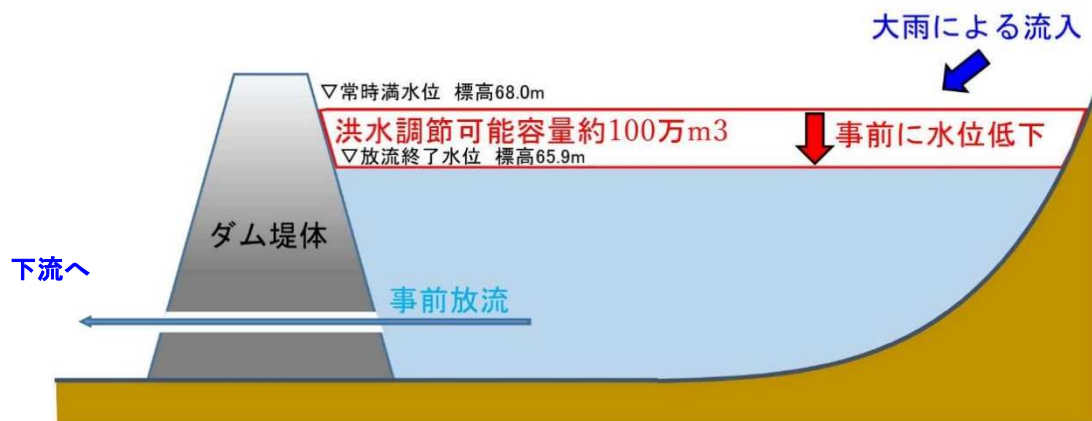
これにより、それ以降の降雨を貯留することができ、洪水調整機能を果たすことが可能になる。

【実施の基準等】

項目	設定値
実施期間	6/1～10/31(出水期)
基準降雨量	350mm(小口地点)
最大放流量	4.084 m ³ /s
放流終了水位	標高 65.9m
洪水調節可能容量	約100万m ³



図：御前山ダム（下流側から撮影）



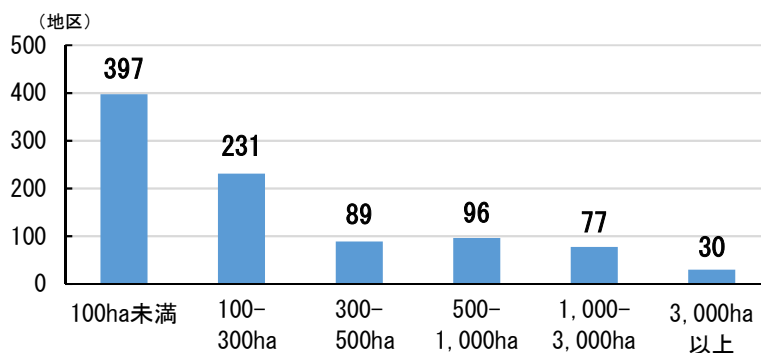
図：洪水調節のイメージ

エ 土地改良区の財政基盤強化の促進

- ◎ 土地改良区は、ほ場整備やかんがい排水事業等の土地改良事業を実施するほか、農業用排水施設等の土地改良施設の維持・管理等の業務を実施。農業者の高齢化等により組合員数が減少していく中、合併による組織運営基盤の強化等が重要。
- ◎ このため、平成 31（2019）年 4 月に改正された土地改良法により、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置に係る要件の緩和、貸借対照表を活用した施設更新のための積立の促進等、土地改良区の業務運営の適正化を図る取組を推進。
- ◎ 組織体制が弱体化する中で、統合整備（合併）の推進、土地改良区連合の設立や複式簿記会計の導入により財政基盤を強化。

令和 3（2021）年 3 月末現在での土地改良区数は、920 地区（全国 4,325 地区）となっている。面積規模別でみると、100ha 未満の土地改良区が 397 地区（43.2%）で、依然として小規模な土地改良区が多数存立している。

【図表 I-4-3】土地改良区面積規模別地区数（令和 3（2021）年 3 月末現在）




資料：農林水産省

事例 ★財務状況の的確な把握と円滑な土地改良区運営の推進
【埼玉県越谷市「増林土地改良区」】

◎ 土地改良区の運営を安定的に継続させるため、複式簿記会計の導入により、財政基盤の強化を図る。

土地改良区の概要



受益地	越谷市(1市)
地区面積	157ha
組合員数	641人
総代数	33人
役員数	理事13人、監事2人
職員数	1人
管理施設	揚水機場 1箇所 管水路 約4km 水管橋 1箇所 外
導入開始時期	平成29年4月から
主要作物	水稻、葱、トマト、 葉物類

早期導入のきっかけ


- ① 会計経理に詳しい会計担当理事から、土地改良区の公益性を踏まえ複式簿記が望ましいとの提案
- ② 使用していた会計ソフトが複式簿記対応となったことから、複式簿記会計を導入

導入に当たっての取組

役員を中心とする積極的な取組

- ① 会計担当理事を中心に複式簿記への移行を準備
- ② 管理施設の状況把握、資産評価、諸規程類の準備などの実作業を会計担当理事が担当。参考資料がないときは県土連の帳簿等を参考事例として対応
- ③ 取得価額等の把握では設立時(昭和51年度)からの関係資料を調査し、正確に資産評価を実施

円滑かつ確実な導入



会計経理体制の整備


- ① 複式簿記に対応した会計ソフトにバージョンアップ
- ② 単式簿記から複式簿記へ移行する際に、勘定科目の設定について十分に検討

作業の効率性、正確性の向上

導入のメリット

的確な財務状況の把握と円滑な土地改良区運営の推進

- ① 資金の流れと全体の財務状況が明確になり、運営上の的確な判断が可能
- ② 財務諸表と土地改良施設台帳の公開により、組合員の管理施設に対する意識の昂揚醸成



会計経理の透明性の向上と省力化

- ① 計算ミスや数値の誤りを防ぐようになり、会計経理の透明性が向上
- ② 一度の入力作業により、日々の予算管理や財務諸表の作成まで実行され、会計経理の省力化が実現

(※「県土連」とは、埼玉県土地改良事業団体連合会をいう。)

(2021年3月 土地改良企画課調べ)

会計経理体制の概要

財政規模(平成30年度)	200万円
事務体制	理事長 - 副理事長2人 - 会計担当理事1人 - 会計主任1人 - 会計担当職員1人
資格取得状況	役員(日商簿記2級、建設業経理事務士2級)
仕訳方法	日々仕訳
会計システム使用	有(会計経理、賦課徴収事務など)
システム導入費用	当初 324千円、保守108千円
導入時の関連整備	パーソナルコンピュータ(138千円)
システム導入時期	平成28年度

複式簿記導入までの主な経過と主な従事者

事項	時期	H22	H26	H27	H28	H29	主な従事者
導入検討	(約7ヵ月)	■	■	■	■	■	役員
準備(資産評価)	(約48ヵ月)		■	■	■	■	役員
準備(データ整理)	(約7ヵ月)			■	■	■	役員
準備(規程整備)	(約7ヵ月)			■	■	■	役員
総代会決定	(-)				■	■	-
移行期間	(約1ヵ月)				■	■	-
本格導入	(-)					■	-

複式簿記を導入して感じたこと

会計経理の省力化に会計システムはとても有効だが、入力できれば良いとの考えではもったいない。勘定科目と貸借対照表や正味財産の増減などの関連性が分かることで、数値の誤りや不正の発見、資金の流れや財務状況の把握に繋がる。

複式簿記を通じて所有土地改良施設の減価償却相当額程度の積立てが必要であることは理解できたので、まずは、更新費用の積立計画の作成から始めてみたい。

役員の改選等により詳しい者がいなくなると複式簿記を継続できるか、心配している。複式簿記に精通した人材の育成が不可欠で、研修会等には継続して参加していきたい。

議決した総代会議案書を集落単位の農家組合に配布し、財務状況の公開に努めている。組合員から信頼を得られ易くなり、土地改良区が多額の費用が投入された土地改良施設を管理し、公共性を有する団体であるとの認識に繋がった。

(2021年3月 土地改良企画課調べ)

(2) 人・農地プランの実質化

◎令和2（2020）年度における関東農政局取組重点事項とその対応（13 ページ参照）

(3) 多様な担い手の育成・確保と経営継承の促進

ア 新規就農促進対策の推進

◎令和2（2020）年度における関東農政局取組重点事項とその対応（18 ページ参照）

イ 農業経営相談所

◎ 農業経営の法人化、規模拡大等を始めとした農業経営者が抱える諸課題に対して、農業経営相談所が適切にアドバイスする取組を支援。

事例 ★農業経営相談所による経営継承と法人化の支援【株式会社ベリーズバトン（栃木県真岡市）】

◎ 農業経営相談所が後継者への経営継承と法人化の支援を行い、法人化とともに企業の経営を実践することによって雇用者、売上の増加等を目指す。

○相談内容

平成31（2019）年4月に後継者から、経営主である父が令和2年6月に満65歳を迎え農業者年金を受給するに当たり、経営主からの経営継承と併せて法人化を行い、企業の経営を実践することによって優秀な人材を確保していきたいとの相談。

また、いちご法人経営体として栃木県のいちご生産者のリーダー的な地位を確立するとともに5年後に経営3ha、売上額3億円の達成を目指したいということであった。

○支援内容・成果

後継者の意向を踏まえ、家族4人（経営主夫婦、後継者夫婦）と税理士が参加した法人化の勉強会を開催し、過去3年の確定申告を基に、法人化のメリット・デメリットの説明を行った。

特に、経営主が抱えている「法人化により社会保険加入が義務付けられ会社の負担が増す」という考えに対して、実際には「法人化により逆に会社の負担は少なくなる」ことについて理解をしてもらった。

令和元（2019）年10月1日に株式会社ベリーズバトンを設立。社名の「ベリーズバトン」は、『いちごを次の世代につないでいく』という意味である。

雇用環境を充実させ、令和2（2020）年4月に1名、7月に1名の従業員を採用。また、同年4月には栃木県内の農業高校（3校）を巡回し、令和3年度採用に向けた会社説明を行い、事前説明では学校側から好感触を得た。



専門家による説明

今回のような他産業にも引けを取らない業績を獲得している事業体では事業と家計を一緒にの財布にしておくことのデメリットは大きい。経営を改善、発展させていくためには、まず経営の良し悪しを合理的に判断しなければならず、事業と家計を分離する法人化はその第一歩となることをあらかじめ相談者に理解いただくことで、スムーズな法人化に繋げることができた。

※ 農業経営相談所の情報は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html> (農林水産省)



ウ 農業経営収入保険の普及・推進

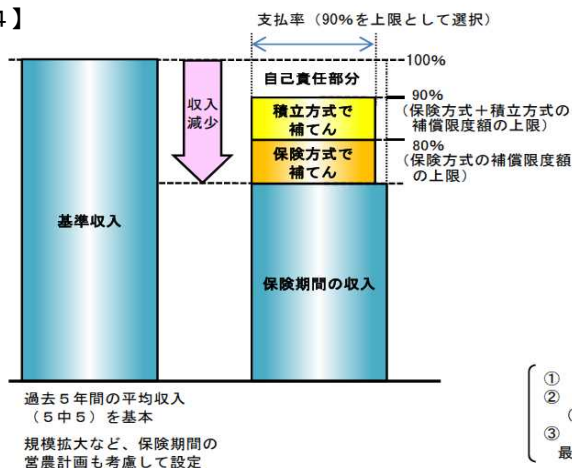
- ◎ 品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする農業経営収入保険が平成31(2019)年1月からスタート。
- ◎ 関東管内においては、各都県及び農業共済組合等と連携し、収入保険の更なる普及・推進を実施。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。
(支払率) (補償限度)

(※5年以上の青色申告実績がある場合)

- ・ 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
- ・ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- ・ 保険料(掛金)率は、1.08%(50%の国庫補助後)です。また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

【図表 I-4-4】



危険段階区分	保険料率(国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

- ① 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ② 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。(10年で半額水準になります。)
- ③ 保険金の受取りがあれば、段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

※ 収入保険制度の詳細な内容は、こちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html (農林水産省)

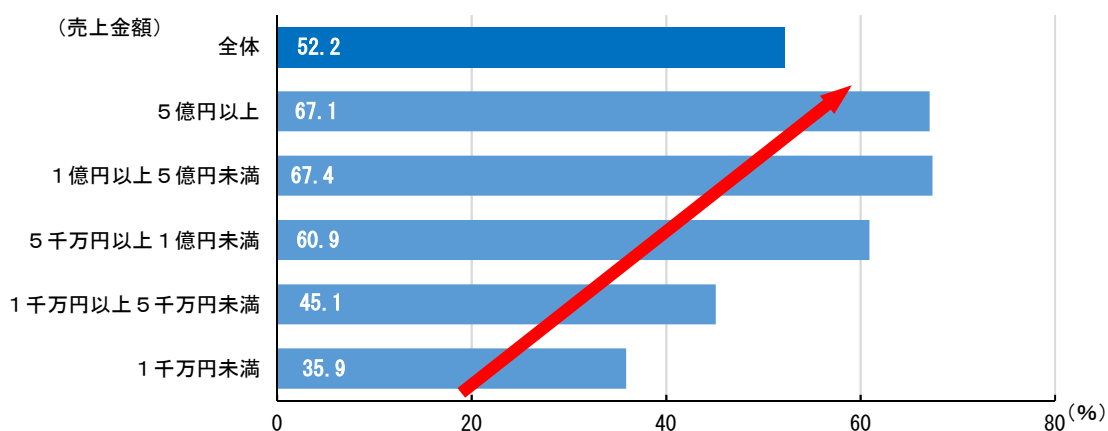


エ 女性の活躍を促進する取組

- ◎ 売上規模が大きい経営体ほど、女性が経営に関与する傾向。女性の活躍を推進するため、地域をけん引し活躍する女性の育成を目的とする全国規模のオンライン研修(コミュニティリーダー塾)の実施を周知し参加を促進。

【図表 I-4-5】売上規模別女性の農業経営への関与割合

～売上規模が大きい経営体ほど、女性が経営に関与する傾向がある～



資料：1 「令和元（2019）年7月農業景況調査（特別設問：労働力の状況等の動向）（日本政策金融公庫、農林水産事業本部）

2 調査対象は、日本政策金融公庫のスーパーL資金又は農業改良資金の融資先

紹介

<活躍する女性農業者>

「こぼと農園 田島友里子氏」（埼玉県さいたま市）



こぼと農園の様子

田島さんは農業未経験から農業研修を経て、さいたま市で新規就農され、無肥料・無農薬で農作物の栽培を行う自然農業に取り組まれている。土地と人とのつながりを大切にすることをモットーに野菜を栽培されており、さいたま市内の3つの直売所や戸別宅配、イベント出店で販売されている。さいたま市で一番の農家になること、法人化することを目標に奮闘中である。

また、令和2年11月に東京家政大学で開催された「職業としての農業を考えるためのセミナー」（59ページ参照）では、農業の魅力や女性として生きることについて講演し、学生からも好評なセミナーとなった。

※ 職業としての農業を考えるためのセミナー概要（2020）は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/seminar2020.html>（関東農政局）



オ 外国人材をめぐる動き

- ◎ 労働力の確保が恒常的に困難なことから、農業分野における外国人材の受入数は年々増加しており、外国人材を受け入れることは農業の生産基盤を維持・強化する上で不可欠。
- ◎ このため、外国人技能実習制度及び特定技能制度の適正な運用を図るため、農業関係団体等に両制度の状況や課題の共有、関連情報の周知依頼等を実施。

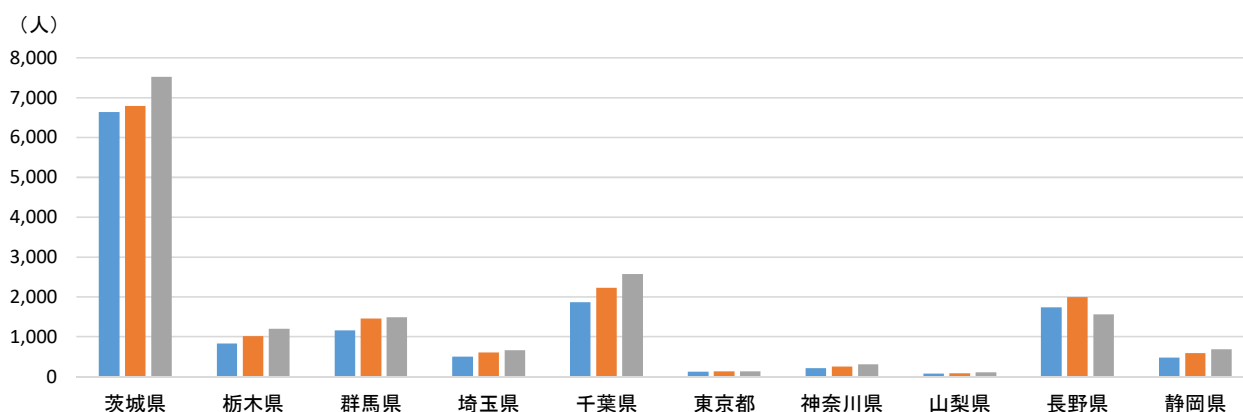
（取組の概要）

技能実習制度は、外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的とした制度であり、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。農業分野においても、多くの外国人技能実習生が受け入れられている。

一方、農業生産現場では、技能実習生の失踪や不法就労者の受入れが多いといった問題が生じており、外国人材の適正な受入れが重要な課題となっている。

また、平成 31（2019）年 4 月に改正された出入国管理及び難民認定法により、新たな在留資格である特定技能制度が創設された。農業を含む 14 の特定産業分野が受入対象分野となっており、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材が受け入れられることになった。農林水産省では制度の適切な運営を図るため、全国段階及び地域段階において、受入機関、農業関係団体、関係省庁で構成する農業特定技能協議会及び運営委員会を設置し、外国人材の受入れ状況や課題等について情報共有等を行っている。

【図表 I-4-6】 関東管内で農業分野に従事する外国人労働者数の推移



出典：各都県労働局「外国人雇用届出状況」

注：東京都の平成 30（2018）年 10 月末現在の値は、農業・林業分野に従事する外国人労働者数。

※ 農業分野における外国人材の受入れについての情報は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/gaikokujinzai/index.html>（関東農政局）



カ 農作業安全対策

- ◎ 農作業死亡事故者数は年間 300 人程度で推移しており、このうち 9 割を 65 歳以上の農業者が占めている状況。このような中、死亡事故を減少させるには、高齢農業者に対する効果的な農作業安全対策を講じることが重要な課題。
- ◎ 関東農政局では、令和 2 (2020) 年度において、高齢農業者の意識調査や農作業事故の分析を基に高齢農業者に伝わりやすい対策の検討を行う委託調査を実施し、その結果を普及啓発資料として公表。(高齢農業者に直接届く農作業安全対策の推進方策に関する意識調査)

(調査内容)

関東管内の 65 歳以上の農業者を対象とするアンケート調査(回答者 658 人)を実施し、農作業事故の経験の頻度や安全対策の意識等を確認した。

また、高齢農業者の農作業事故の特徴を分析するとともに(注1)、高齢農業者の農作業事故の実際の事例から、事故の発生要因を分析し、その対策を体系的に分析・整理した(注2)。

(注1)「共済金支払いデータに基づく農作業事故の発生状況の分析調査」(H30 全共連)から関東管内の高齢農業者データを抽出し、分析

(注2) アンケート調査で事故の経験があると回答した者に電話によるヒアリングを行い、事故の要因を m-SHEL モデルを用いて分析

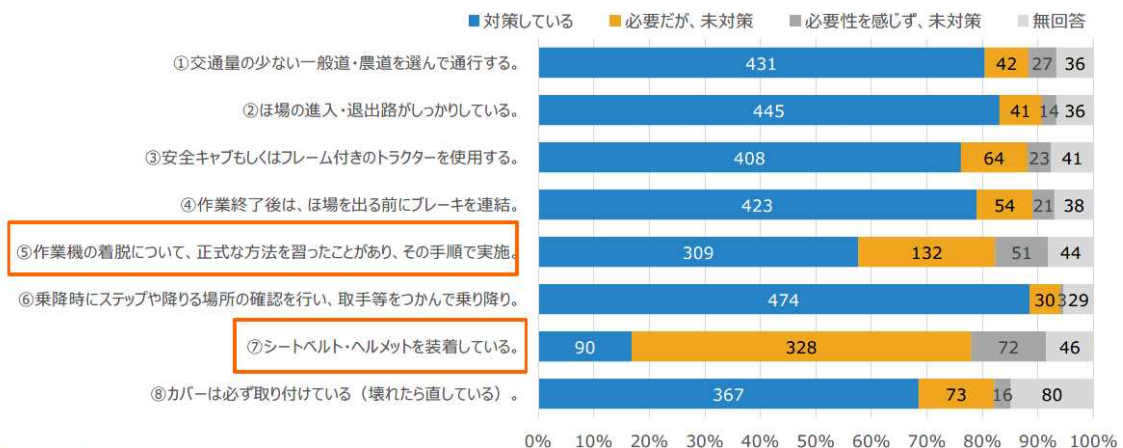
(調査結果の概要)

アンケート調査で回答のあった高齢農業者のうち、事故の経験がある者は 12%、ヒヤリ・ハット経験のある者は 42% となり、事故への身近さが伺われる結果となった。

その一方、農林水産省が都県等と連携して実施している農作業安全確認運動を「知らない」とする者が 52%、また、安全講習への参加経験のある者は 13% と非常に少ない状況であった。

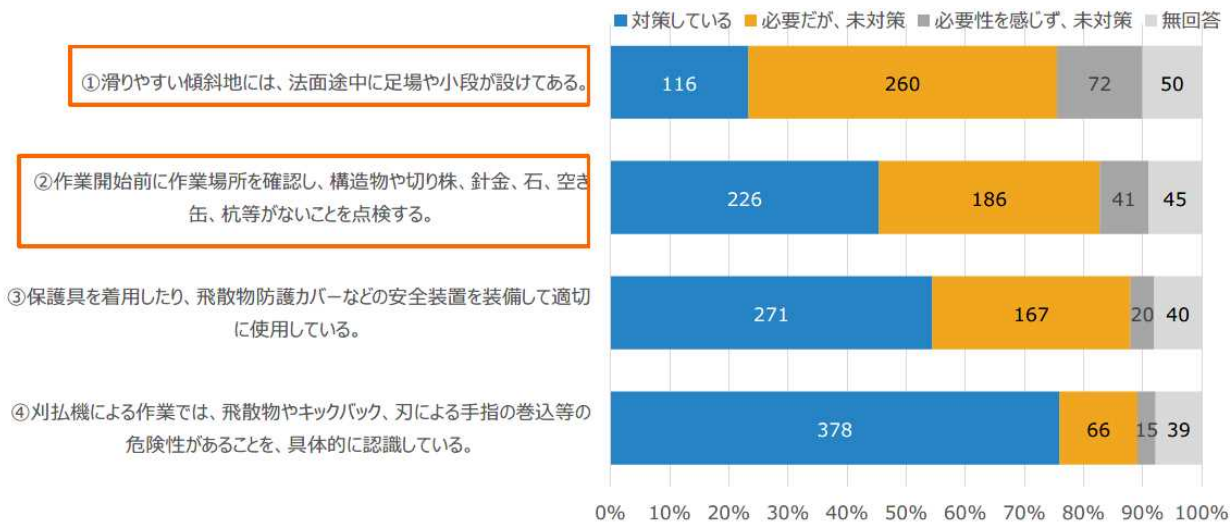
また、農業機械別の安全対策の実施状況については、乗用トラクターではシートベルトとヘルメットを着用している者が 17% と少なく、「必要性を認識しているが未対策」の者が 61% であった。刈払機では危険性を認識している人が約 8 割いるにもかかわらず、保護具や飛散物防止カバー等の装備を行っている人は約半数であった。このように安全対策に対する必要性を認識していても未対策の者が多数を占める結果となった。

【図表 I-1-3】農業機械別安全対策の実施状況(乗用トラクター)



※アンケート対象は該当農業機械保有者 536 名

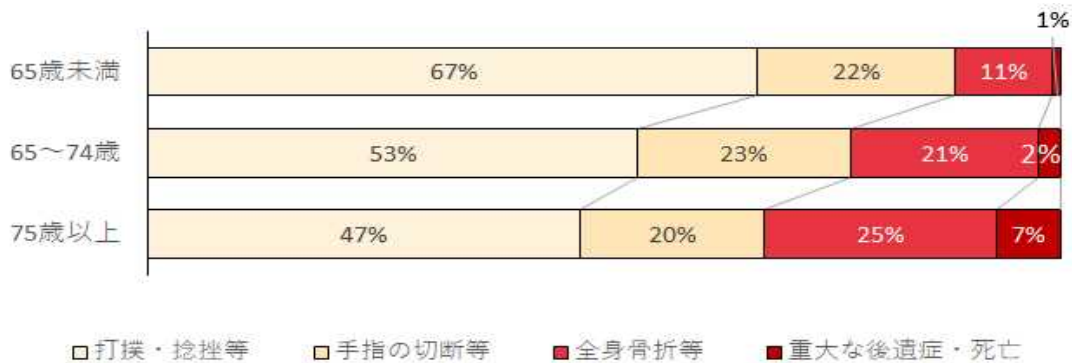
【図表 I - 1 - 4】 農業機械別安全対策の実施状況（刈払機）



※アンケート対象は該当農業機械保有者 498 名

高齢農業者の農作業事故の特徴に関する分析では、事故によるけがの内容は、年齢が高くなるに従い、重傷者の割合と重傷度（平均）が高くなっており、特に農機事故においてその傾向が見られた。

【図表 I - 1 - 5】 農作業事故によるけがの内容



事故の要因については、重傷度が高く発生件数の多い「乗用トラクター」、「歩行用トラクター」、「刈払機」及び「脚立・はしご」の事故について事例を収集し、m-SHELモデルを用いて、人（L）、農機・用具（H）、環境（E）、周囲の人（L）、安全管理（S、m）の要因別に分析を行い、とりまとめた。

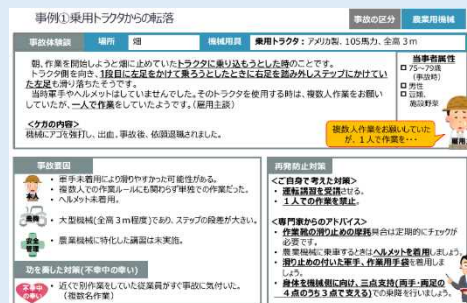


出典：J R 西日本HP「ヒューマンエラーとヒューマンファクター」より引用
<https://www.westjr.co.jp/safety/labs/human/>

・農作業安全対策の普及啓発資料作成、公表

① 事例集

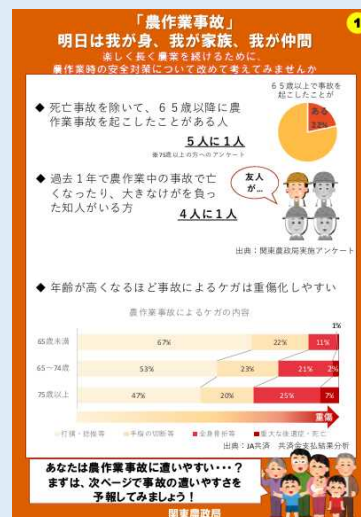
アンケート調査で事故の経験があると回答した高齢農業者に対し、電話による追加ヒアリングを行い、事故の概要やけがの状況、事故の要因等について、自らの体験を農作業事故事例集（体験談）（19事例）としてとりまとめることにより、広く農業者が自分ごととしてとらえられるようにした。



② 高齢農業者向けの普及啓発資料の作成

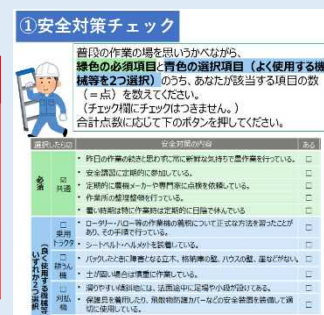
農作業の安全対策を実施するまでのプロセスは、①自身のリスクを把握する、②そのリスクの対策を知る、③行動変容を起こす、の3段階に分類できると考えられる。

このため、本パンフレットでは、自身の心身の状態やヒヤリ・ハットの経験、農作業安全対策の実施状況等を確認するチェックシートにより、自らの事故の遭いやすさを認識し、とるべき対策を知ることができる「農作業事故予報」を掲載。さらに、事故の頻度の高い農機の種類ごとに、起きやすい事故や体験事例を基に事故の要因を紹介することにより、高齢農業者の意識と行動の変容を促すことを目的とした。都県、関係機関等へ配布するとともに、事例集と併せて農政局ホームページに掲載し、広く活用できるようにした。



③ スマートフォン向け農作業事故予報

パンフレットに掲載したチェックシートについて、関東農政局ホームページ上に「農作業事故予報」のページを作成し、スマートフォンからでも気軽にチェックができるようにした。



※ 農作業安全対策についての詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/sizai/annzenn.html> (関東農政局)



キ 農業への関心を高めるための取組

- ◎ 農業に関わりの少ない学生や一般の方々の職業の選択肢の一つに「農業」が加わるよう、農業者による講演や就農支援策に関する説明等を内容とする「職業としての農業を考えるためのセミナー」を実施。

【職業としての農業を考えるためのセミナー2020】

（取組の概要）

東京家政大学において、以下のとおり本セミナーを開催。



開催の様子（東京家政大学）

○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの開催

東京家政大学（令和2（2020）年11月12日、参加者：学生37名）

田島友里子氏（こぼと農園 農業女子PJメンバー）
「シンプルに生きたい」～農業という仕事の選択～

橋本梢氏（橋本園芸 農業女子PJメンバー）
「農業と共に生きる」～自分らしい農業を求めて～

※オンタイムで参加できない学生に当日の様子を録画し配信

なお、参加者からは、「農業についてもっと知りたい」「人生の選択肢が増えた」などの感想が寄せられたほか、アンケートでは13名の学生が「農業を将来の職の選択肢に加えようと思った」と回答し、農業に対する関心が高まった。



※ これまでに開催したセミナーの概要は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shuunou/daigakuseminar.html>（関東農政局）

・ 刑務所出所者等の社会復帰に向けた取組及び支援

刑務所出所者等の社会復帰に向けた取組の一環として、農業実習に取り組む「ふる里自然農塾」へのサポートと、喜連川社会復帰促進センターの受刑者に対して「農業の魅力」を情報発信できる者」の人材発掘。

茨城県拠点（茨城県）が地域の農業者「ふる里自然農塾」と意見交換を行ったところ、法務省茨城就業支援センター（以下「支援センター」という。）から委託を受け、仮釈放者等を農業訓練生として受け入れている取組について情報提供を受けるとともに、研修で使用する農業機械や農業資材の購入を検討しているが、農機具等の購入支援に係る事業は、成果目標等の要件が折り合わず活用が難しいとの相談を受けた。

茨城県拠点は全農茨城県本部に「ふる里自然農塾」の取組を紹介し、中古の農業機械や農業資材についてのサポートを相談。全農茨城県本部はJAに連絡し、JAがふる里自然農塾をサポートする体制を取り付けた。

支援センターから茨城県拠点に対し、受刑者に農業について語ることを講演者として派遣して欲しい旨の要請を受け、農業の担い手育成や社会人への農業教育で実績のある日本農業実践学園に講演を要請。同学園長から「当園はソーシャルファームに取り組んでおり、農業の先細りを防ぎ、農業以外の分野から農業に入ってもらえるように情報発信したい。」と快諾を得た。

講演を受けた受刑者からは「農業者の生の声が聞けて参考になった。」旨の感想が多く寄せられ、支援センターへの入所が今後見込まれる。

引き続き支援センターと連携し、受刑者が農業に従事して自立するための企画・提案を行うとともに、受刑者の研修先である「ふる里自然農塾」に対し事業の情報提供等のサポートを継続していく。



・（農業高校との連携）技術が社会に役立つ実例として、国際協力を題材に講演会を開催

千葉県拠点地方参事官が、農業高校の生徒に対し、ルワンダでの灌漑協力の経験を踏まえ、農業開発事業の意義とやりがいを紹介。日本での事業手順と対比することで、高校で学ぶ技術が地域社会に役立つことを説明、進路指導にも寄与。

茂原樟陽高校は、千葉県内の農業高校 14 校とともに、インターンシップを通じて地域農業の核となる人材を育成するため、関係機関団体とともに「アグリサポーターズちば」を結成。その事務局として活動中である。

同校から活動への参加・協力を求められた地方参事官が、その端緒として、自身のアフリカでの国際協力経験を題材とする出前授業を打診した。これに対し、同校からは、進路指導の一環として、高校で学んだ技術が社会でどう役に立つのかも含め講演してほしいとの依頼があった。

令和3（2021）年1月21日、同校にて、土木造園科1年生35名、2年生35名を対象に講演会を開催、校長や他科の教諭らも傍聴した。講演では写真等を活用し、ルワンダ国でのダム灌漑協力の意義とやりがい、現場実証、課題克服のポイントなどを説明。国内の事業手順とも対比し、学んだ技術により官民の進路先で社会貢献できる意義も説明した。

生徒からは、現地の方や他国の技術者などとの交流を通じて得たものは何か、ダム建設ができた成功要因は何かといった質問があり、講師からは、意思の疎通を工夫すれば人種の違いに壁はないこと、農業土木事業は一人では出来ないが、地図に残る大きな仕事であり、連携が重要であること、なぜかを考え現場主義で取り組めば成果につながることを回答した。



茂原樟陽高校での講演の様子

コラム

・農林水産関係学校と連携した担い手育成対策の取組

生徒と第一線で活躍する農業者を結び付け、生徒に職業としての農業を身近に感じてもらう中で、就農意欲を喚起する。

栃木県立栃木農業高等学校と栃木県拠点は、令和2（2020）年11月12日に同校で地域の第一線で活躍する農業者2人による「特別授業」を行った。

例年行っている同校2年生のインターンシップ事業（現場実習）が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止されたことから、その代替として「働くことの楽しさと、これからの農業」をテーマに、農地所有適格法人（株）新日本農業 代表取締役 荒井聡氏及び和総農園（株）代表取締役社長 物江直人氏が経験を語った。

農業の可能性や面白さ、やり甲斐などを講演を通して学び、農業という産業への興味関心を高める好機と捉え、食品科学科の1年生、2年生ら100人が参加した。



特別授業の様子

5 食の安全、消費者の信頼確保

- ◎ 食の安全等に対する信頼確保等を図るため、消費者に分かりやすい情報の提供と、意見交換を実施。
- ◎ 科学的根拠に基づき、食品の生産から消費までの各段階において汚染の防止・低減を図るため、有害化学物質及び有害微生物による農畜水産物・加工食品の汚染実態調査、調査を踏まえた汚染防止・低減措置の策定・検証を行うとともに、これら措置の関係者へ普及。
- ◎ 疑義情報に基づき、各流通段階における業者等への立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合には、改善のための指示・公表等、食品表示の適正化を推進。

(取組の概要)

○食品の安全等に関するコミュニケーションの推進

関東農政局では、食の安全等に対する消費者の信頼確保や相互理解を深めるため、消費者団体等との意見交換会を開催している。

令和2(2020)年度は、コロナ禍で様々な制約を受ける中で、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等への対応、食品ロス削減に向けた対応及び食中毒の予防(毒キノコ等の注意喚起)について情報提供するとともに、意見交換を実施した。

また、新たな取組として大学生との意見交換を実施した。

このほか消費者団体や公的機関が開催する学習会において、関東農政局から消費者の関心が高いテーマについて情報提供や説明を行った。



消費者団体との意見交換会の開催

【図表 I-5-1】食の安全等に対する消費者団体等との意見交換会実施状況

開催月日	開催場所	相手方	テーマ
令和2(2020)年 9月29日	茨城県水戸市	茨城県消費者団体	食品ロス削減に向けた対応及び食中毒の予防 (毒キノコ等の注意喚起)
同年10月30日	埼玉県さいたま市	埼玉県消費者団体	ゲノム編集技術を利用して得られた食品等への対応
同年12月21日	埼玉県さいたま市	国際学院埼玉短期大学	食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢

「消費者の部屋」においては、食育、食品の安全性などの農林水産省の主要施策に関するパネル等を展示している。さらに、さいたま新都心駅前に設置されている大型映像装置にて、「消費者の部屋」PR動画を掲載している。また、さいたま新都心合同庁舎2号館及び埼玉県男女共同参画推進センター交流サロンにおいて、テーマと展示期間等を決めてパネル等による情報提供を定期的に行っている。



さいたま新都心駅大型映像装置による

「消費者の部屋」のPR

※ 食品の安全確保と消費者の信頼確保の取組に関する施策情報は、こちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/seikatsu/index.html (関東農政局)



○リスク管理の推進に関する取組

関東農政局は、国産米中のヒ素や麦類のカビ毒等の含有実態調査、農薬の使用状況及び残留状況等の調査、テンサイシストセンチウやスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等農作物に被害を与える病害虫の適切な防除への指導、普通肥料や飼料、ペットフード等の安全性を確保するための調査を行っている。



農薬管理指導士を集めた
研修会

管内各都県が開催する農薬の安全かつ適正な使用のための研修会において、農薬販売者やゴルフ場における農薬使用管理責任者である農薬管理指導士に対し、農薬取扱責任者としての資質向上に資するよう農薬取締法及び住宅地等における農薬使用を内容とする講義を実施している。

また、豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ等の発生時には迅速かつ的確に対応するため、防疫支援体制の整備を実施している。

※ 有害微生物等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_microbio.html (農林水産省)



※ 有害化学物質等の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html (農林水産省)



※ 農薬の使用状況調査及び残留状況調査の結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html (農林水産省)



※ 病害虫の発生予察事業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html> (農林水産省)



※ 普通肥料の検査結果は、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/kensa_kekka/kakutuki.html (農林水産省)



※ 飼料安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html> (農林水産省)



※ ペットフード安全法に関する情報は、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html> (農林水産省)



○表示の適正化等に関する取組



巡回点検調査
の様子

食品関連事業者等に対する食品表示制度の遵守状況の調査、加工食品の原料原産地表示についての相談窓口業務、食品表示偽装等の情報受付及び監視・指導を実施している。

米穀等の適正かつ円滑な流通の確保のため、米トレーサビリティ制度の周知や米トレーサビリティ法に基づく監視・指導を実施している。

また、米穀の生産者及び出荷販売事業者に対し、用途限定米穀の主食用への横流しや米穀の産地偽装等への迅速・的確な監視を実施している。

※ 違反に関する指導件数等については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kanshitoppage.html#jisseki> (農林水産省)



※ 加工食品の原料原産地表示制度に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/ (消費者庁)



※ 米トレーサビリティ制度の詳しい内容は、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html> (農林水産省)



6 地域の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

ア 農業・農村の多面的機能維持・発揮に向けた取組の推進

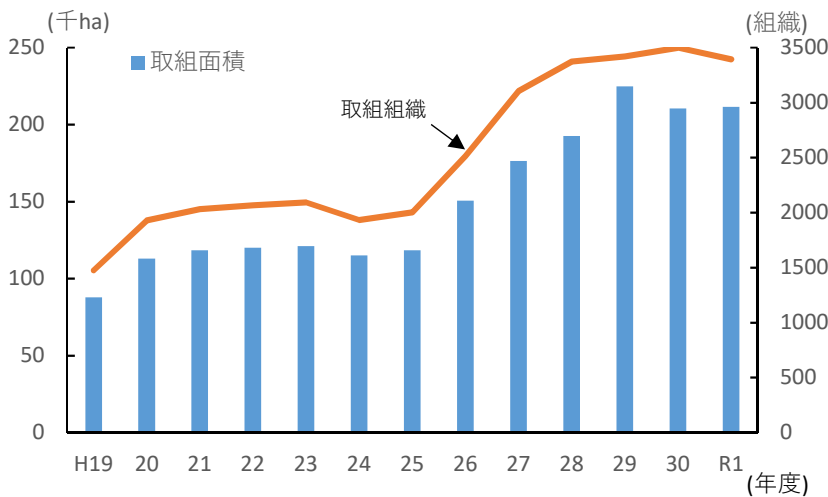
- ◎ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金により地域の共同活動、中山間地域における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。
- ◎ 過疎化や高齢化の進行に伴い活動の継続が困難な組織に対しては、組織の広域化による事務負担の軽減等の対策を推進。

(取組の概要)

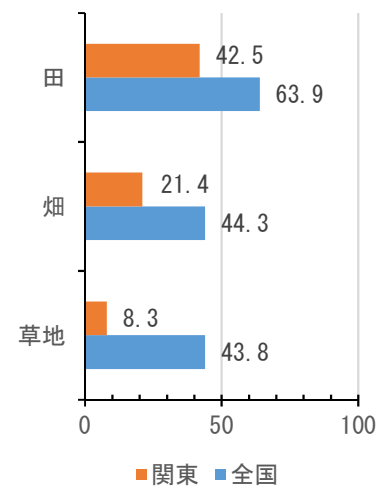
令和元（2019）年度の取組面積は、21万1,454haで前年度に比べ0.5%増加し、取組組織は、3,396組織で前年度に比べ3.0%減少した。

【図表 I-6-1】

・ 関東管内多面的機能支払交付金実施状況 農地維持交付金



地目別のカバー率 (平成元（2019）年)



資料：農林水産省調べ

表彰

- 令和2（2020）年度多面的機能発揮促進事業事例（関東農政局長表彰最優秀賞受賞）
「^{ざるうち}申内環境保全会」（栃木県宇都宮市）

○組織の概要

- 認定農用地面積 59.7ha（田 59.4ha、畑 0.3ha）

○取組の概要

当該地域は、平成20（2008）年度～24（2012）年度まで、『申内みどりの古里保存会』を立ち上げ、共同活動を実施していたが、次に引き継ぐ役員の後継者がいなかったこともあり、活動を一旦休止することとなった。

しかしながら、農家、農村地域を守っていくには、やはり共同活動を再開する必要があるという機運が地元の婦人会を中心として高まったことから、平成27（2015）年度に『申内環境保全会』を設立して活動を再開し、現在では女性役員を中心に会を運営している。



地域保全活動

- 非農家を含めた地域全体で農道や水路の草刈りや泥上げを実施。また、大型機械を利用し草刈りの効率化を図っている。



草刈り風景



大型機械による草刈り

農村環境保全活動

- 地域住民や小学校と連携し植栽や生き物調査を実施



植栽したヒガンバナ



生き物調査風景

農福連携と環境学習

- 社会福祉法人と連携して植栽活動を実施。また、子供会や小学校と連携して農業体験を実施。



社会福祉法人との植栽活動



農業体験

施設の維持管理

- 施設の更新・補修を地域住民の直営施工により実施。



直営施工による水路の嵩上げ



※ 多面的機能発揮促進事業事例についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/nouchi/2003116.html>（関東農政局）



イ 環境保全型農業等の推進

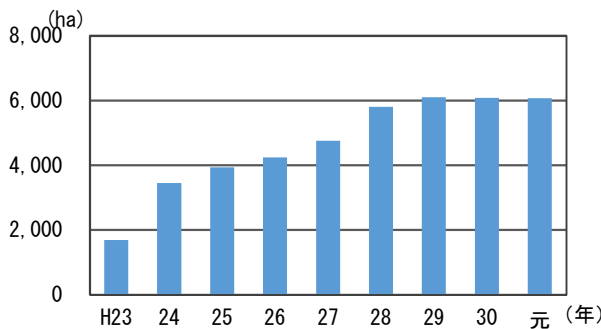
- ◎ 環境と調和のとれた農業生産活動の確保を図るため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した土づくり等の取組に対して、環境保全型農業直接支払交付金による支援を行い、持続的な農業生産を推進。

(取組の概要)

関東管内の令和元（2019）年度の環境保全型農業直接支払交付金の交付件数は 532 件で、前年度に比べ 2.2%減少し、実施面積は 6,072ha で、前年度並み。

【図表 I-6-2】

環境保全型農業直接支払い交付金の実施面積の推移

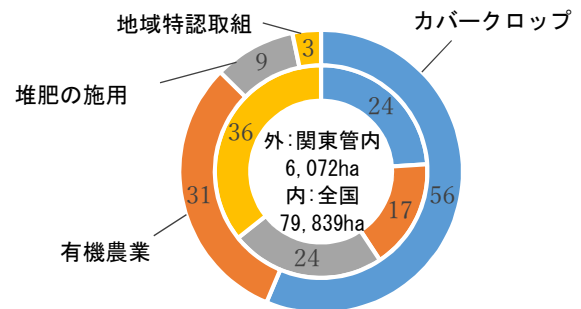


資料：農林水産省調べ

- 注：1) 「カバークロープ」とは、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組
 2) 「地域特認取組」とは、化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と特認取組（国が承認を行った取組）を組み合わせた取組

支援対象取組別の実実施面積割合

(令和元（2019）年度)



事例 ★環境保全型農業の取組【株式会社しあわせ野菜畑（静岡県掛川市）】

- ◎ 多品目の有機野菜を生産している強みを活かし、安定出荷・販路の拡大を実現
 ◎ 各種認証の取得を通して、消費者の評価が得られる生産体制を構築

18人の構成員で約10haの農地において約50品目の有機野菜を生産し、多品目の有機野菜をセットにして消費者へ宅配で提供している。この有機野菜セットは、掛川市のふるさと納税返礼品にも採用され、好評を得ている。また、自ら販路を開拓した県内のスーパーマーケットや地元飲食店に野菜を卸販売しているほか、商談会等へも積極的に出店するなど、一層の販路拡大に取り組んでいる。

平成27（2015）年に有機JAS認証、29（2017）年にJGAP認証、30（2018）年にコーシャ認証を取得。これら外部認証の取得に加えて、残留農薬検査や水質検査、土壌検査などの実施に取り組み、客観的評価が得られる生産体制を構築している。

令和元年（2019）年には有機栽培の市民農園を開園し、有機農産物の消費者へのPRや理解促進に積極的に取り組んでいる。また、障害者就労継続支援B型事業所に野菜の収穫作業を依頼するなど、農福連携にも取り組んでいる。



多品目の有機野菜の宅配セット

※ 環境保全型農業の詳しい内容は、こちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/kankyou/>（関東農政局）



表彰

NPO 法人民間稲作研究所（栃木県上三川町）

- ◎ 除草剤も除草機も使用しない雑草抑制技術の開発。令和2（2020）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール関東農政局長賞（有機・環境保全型農業部門）受賞。

NPO法人民間稲作研究所は、土づくりの取組として、収穫直後に、オカラと米ぬかの発酵肥料を散布し、生わらと土に混和することで発酵を促し、同時にユスリカ、イトミミズなどの小動物が増え、生物多様性が豊かに育まれる土づくりを実践している。また、大豆の持つ窒素固定能力を活用した大豆―麦類―水稻の輪作体系を導入し、連作障害を回避し安定多収を維持するとともに、投入肥料の削減につながっている。さらに、輪作による冬期間の麦栽培は、炭素貯留機能のあるカバー作物として温室効果ガスの排出削減にもつながり、地球温暖化防止に向けた取組となっている。

除草剤も除草機も使用しない雑草抑制の取組として、雑草の発芽生長の特性を明らかにし、水稻栽培では、従来の雑草が発生してから除去するという手法ではなく、代かきの工夫と深水管理によって、移植後は水田に入らない「雑草の発芽抑制技術」（雑草と共生する省力技術）を開発している。また、大豆、麦類についても、輪作の効果により中耕で雑草の発生を抑える技術を確立している。

地域内外の消費者への情報提供と体験活動の取組として、かみのかわ有機農業推進協議会とともに、年数回の市民講座、有機稲作体験プロジェクト、マイオイル体験（なたね油の手搾り）プロジェクトなどを開催し、消費者への食育活動を実施している。



表彰

株式会社花野果^{はなやか}（山梨県甲斐市）

- ◎ 商業用では国内初となるアーモンドの有機栽培。令和2（2020）年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール関東農政局長賞（有機・環境保全型農業部門）受賞。

株式会社花野果は、土づくりの取組として、地域の未利用資源である樹皮や米ぬかを堆肥化させ、年数をかけて有機物を施用し、土壌改良や土壌微生物の多様化等の土づくりを実践している。また、ほ場が傾斜地のため、除草剤は使用せず、草生栽培やバーク堆肥による土留めを行い、降雨による土壌浸食の防止に取り組んでいる。

病害虫防除は、物理的防除（袋掛け）や耕種管理（病枝等の剪除等）を実践し、受粉も蜂や昆虫など自然の生態を活用した栽培をしている。また、剪定枝は、自ら炭化させてほ場に施用することで土壌の通気性及び排水性の改善を行うとともに、炭素貯留効果による地球環境に配慮した栽培をしている。これらは、地球温暖化抑制や生物多様性保全につながる取組となっている。

効率的な生産に向けた取組として、周辺の耕作放棄地について、土地改良事業による基盤整備や農地中間管理事業による農地集積を進め、計画的に規模拡大を進めている。また、低樹高仕立てにより、女性でも摘果、剪定及び収穫などの作業について、脚立などを使用せず手が届くように工夫し、農作業安全の確保を含めた作業の効率化を実践している。

安定出荷・販路確保の取組として、国産有機栽培アーモンドの利用拡大を図るため、飲食業者と連携し、消費者にオーガニックアーモンドを主役とした料理を提供するなどのPR活動を実施している。



コラム

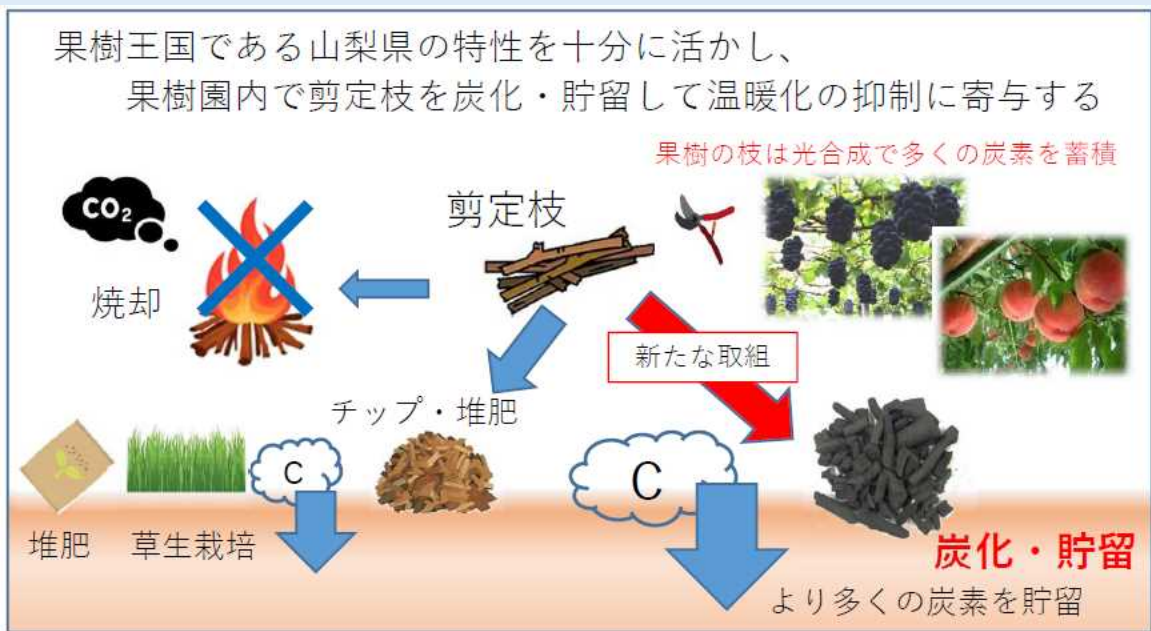
・山梨県における4パーミル・イニシアチブの取組

山梨県は、土壌に炭素を貯留することで二酸化炭素の濃度を低減する「4パーミル・イニシアチブ」として、果樹園内で剪定枝を炭化・貯留して温暖化の抑制に寄与する取組の導入を推進している。これにより、「環境に配慮した農産物」として新たな付加価値によるブランド化を図ることとしている。

4パーミル・イニシアチブとは
 土壌中の炭素量を毎年4パーミル(4/1000)増やすことができれば、人間の経済活動によって放出される大気 CO2 の増加量を相殺し、温暖化を防止できるという考え方に基づいた国際的な取組

- 平成 27(2015)年 12 月のCOP21でフランス政府が提案
- 令和3(2021)年6月現在、日本国を含む623の国や国際機関が参画
- 日本の都道府県では山梨県が初めて参加(令和2(2020)年4月)

果樹園と4パーミル・イニシアチブ



- 堆肥の施用や草生栽培によっても炭素を貯留することができる
- 炭にすることで、より多くの炭素を長期間、土壌中に貯留することが可能

具体的な取組内容

試験研究

- 炭化の方法
- 煙の発生量
- 炭素の貯留量
- 土壌改良効果
- 生育への影響

現地実証

- 実用段階での課題把握
- 地域への普及加速化

ブランド化

- CO₂削減の評価と認証制度創設
- 新たな付加価値によるブランド化

令和3(2021)年度環境直払いの地域特認の取組として、山梨県全域の全作物に対して、果樹の剪定枝の自家製炭を含む、植物由来の炭をほ場に投入する取組が認められている。

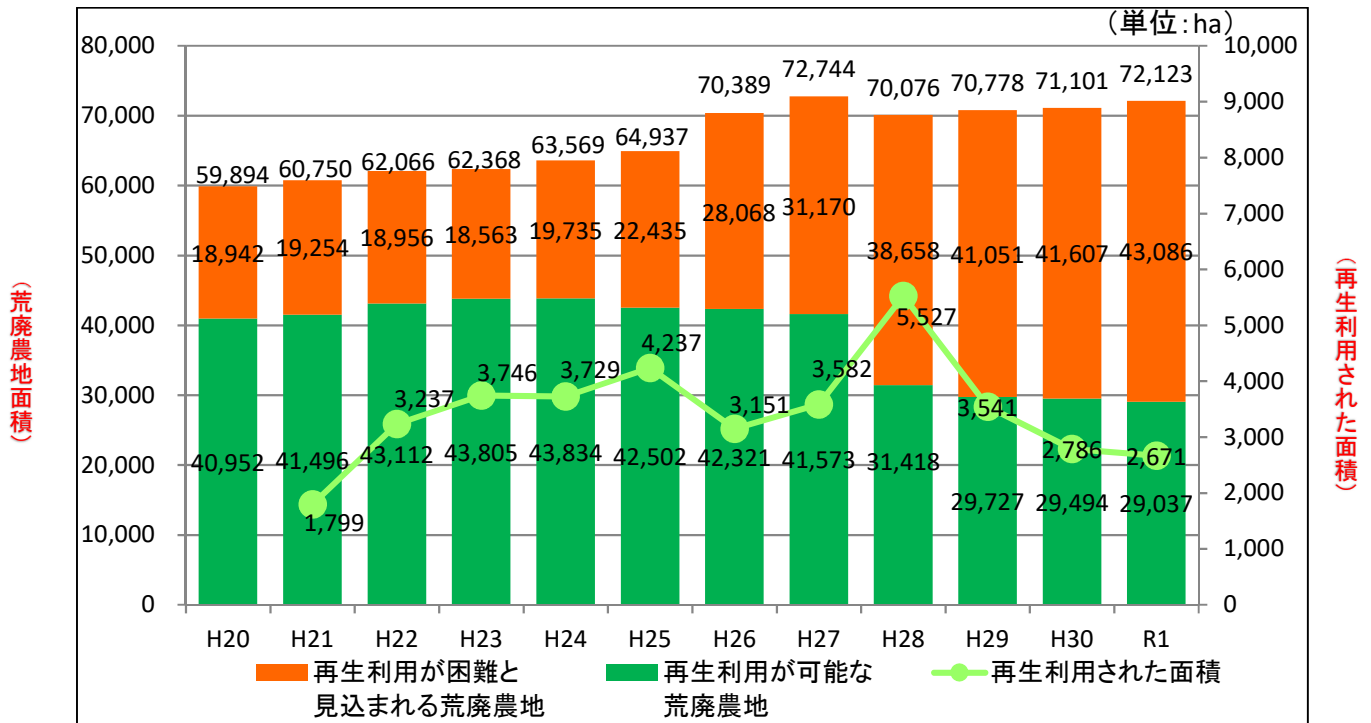
ウ 荒廃農地の解消

- ◎ 農業委員会による遊休農地の所有者への働きかけを進め、再生利用可能な遊休農地に農地バンクによる利用権設定が行われるように取組を実施。
- ◎ 荒廃農地の解消に向け、地方公共団体等と連携して現地調査等を行っているほか、関東管内の荒廃農地再生利用の事例を取りまとめ、情報を発信。
- ◎ 圃場整備等を通じ、農業者等による荒廃農地の再生利用を推進。

(取組の概要)

関東管内において、耕作放棄等によって荒廃し、通常の農作業では作物栽培が困難となった面積は、令和元（2019）年は約7万2千haと前年度より1千ha増加した。都県別には長野県、千葉県、茨城県などが多い。

【図表 I-6-3】 関東管内における荒廃農地の状況



関東管内都県別荒廃農地面積（令和元（2019）年）

（単位: ha）

茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県
11,280	2,270	8,827	3,458	13,120	3,186	1,337	6,808	15,568	6,268

資料：農林水産省調べ

- 注：1）「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」
- 2）「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」
- 3）「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」

※ 荒廃農地の詳しい内容はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/katuyou/index.html>（関東農政局）



事例 ★荒廃農地を活用したオリーブ栽培の取組【株式会社房総オリーブ（千葉県睦沢町）】

◎ 荒廃農地を活用した国産オリーブオイルで房総地域を新たなオリーブの産地とすることに挑戦中

オリーブ栽培地を探していた株式会社房総オリーブは、農業従事者の高齢化や担い手不足、不在地主の増加により荒廃農地が増加していた睦沢町の協力の下、荒廃農地を再生しオリーブ栽培を行っている。

荒廃農地の再生にあたっては、同町産業振興課と農業委員会が、町内の荒廃農地の中からオリーブの栽培条件に合った候補地を探し、マッチングを行っている。

重機により繁茂した篠竹等を除去、天地返しを行い、養生後に苗木を定植。同社の経営農地の約7割が荒廃農地を再生した圃場であり、令和元（2019）年8月現在、荒廃農地3haを再生し、町内5カ所の圃場でイタリア原産のオリーブ5種を定植している。

今後は、良質な果実から「エクストラバージンオリーブオイル」を搾油し、「道の駅むつざわ」「つどいの郷」での販売を予定している。睦沢町を拠点とし、引き続き経営規模拡大の手段として、荒廃農地再生に取り組み、千葉県内全域で合計4,800本の定植を目指すとともに房総地域を新たなオリーブの産地とすることに挑戦中。



再生前



再生後

※ 荒廃農地解消の取組事例についてはこちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shinkou/katuyou/katuyou01.html>（関東農政局）



(2) 農村の活性化

ア 棚田・中山間地域の振興

◎令和2（2020）年度における関東農政局取組重点事項とその対応（20 ページ参照）

イ 農泊の推進

◎ 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図る。

このため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等を支援。

（取組の概要）

関東管内においては、令和2（2020）年度までに農山漁村振興交付金（農泊推進対策及び農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）として107地区を採択している。

用語の解説

「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことである。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図る。

※ 農泊の推進の詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html（農林水産省）



※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



・農泊動画の紹介（「土と海と人」）

※ 「農泊・ワーケーションから始まる、新しい生活スタイル」の詳しい内容はこちらをご覧ください。

<https://tsuchitoumitohito.com/>（土と海と人プロジェクト）



事例 ★収穫のできる農園リゾートの取組【株式会社ザファーム（千葉県香取市）】

◎ 「農のある生活」をコンセプトに宿泊に収穫体験を組み込み、地元生産農家の協力のもと貸農園、コテージ、グランピング、バーベキュー等の複合施設を運営

都心から約1時間半の「(株) THE FARM (ザファーム)」は、千葉県香取市の緑豊かな森の中に位置し、園内には畑や温泉、レストラン、コテージなどがあり、利用客は手ぶらでさまざまなアクティビティを経験することができる。

平成25(2013)年の開業以来、多くの利用客で賑わいを見せており、特に平成28(2016)年オープンしたグランピングが好評を博している。グランピングは海外生まれの次世代キャンプの形であり、自然の中で豪華な食事やサービスを受けることができる。同園では各テント内にベッドや椅子、電源、扇風機などを完備し、ウッドデッキにはバーベキュー設備も用意されており、都会の喧騒を離れ、農村で過ごす時間に見出す人々が増え始めている。

宿泊客が多数楽しむ野菜収穫体験は、園内の畑で自ら野菜を収穫した後、各々のテントやコテージですぐに味わうことができ、農園リゾートに滞在する醍醐味を叶えてくれる。貸農園では、常駐する専門スタッフの丁寧な指導を受けながら、子供から大人まで気軽に野菜作りを体験することができる。農園は一年中何かしらの野菜が実るよう整備されており、自分の区画のほか、共同農園でも収穫が可能であり、収穫した野菜を園内のレストランで調理してもらえるサービスによりオーナー感を盛り上げてくれる。

ジェラートづくり、オフサイト企業研修プランといった新たなコンテンツ開発や周辺散策マップ作成により、地域全体で新たなリピーターや宿泊者の増加につなげている。



農園の新鮮野菜



新設されたコテージ



グランピング施設

ウ 農福連携の推進

- ◎ 農業分野に加え林業、水産業における障害者等の受入れを推進するため、農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、農林水産物生産施設及び加工販売施設の整備やトイレ・休息所等生産施設付帯施設の設置、農産物等の生産・加工技術等の習得、作業工程のマニュアル化等を支援。
- ◎ 令和元（2019）年6月、首相官邸に設置された「農福連携等推進会議」において、農福連携等推進ビジョンが決定され、農福連携に取り組む主体を令和6（2024）年度末までに新たに3,000創出する予定。
- ◎ 農業者、福祉事業者、行政関係者等で構成される「関東ブロック障害者就農促進協議会」を平成23（2011）年7月に設立し、セミナーの開催やメールマガジン等による情報発信等を実施。

【関東ブロック障害者就農促進協議会】

農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク（協議会）を地方農政局等の単位で設置しており、関東農政局では、平成23（2011）年7月に、全国に先駆けて設立。

- ・ 会 員：100名（令和3（2021）年1月8日時点）
- ・ 事務局：関東農政局



※ 農福連携の推進に関する詳しい内容についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）

※ 農山漁村振興交付金の詳しい内容はこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html（農林水産省）



・ 農福連携動画紹介（Youtube「maffchannel」）

※ 農福連携関連動画については以下の画像をクリックするか、2次元バーコードからご覧下さい。



事例 ★椎茸栽培を通じて、障害者の経済的自立と安定した就業をサポートする取組
【株式会社ゼナラルパートナーズ アスタネ（埼玉県さいたま市）】

◎ 質の高い椎茸を生産するとともに積極的な販路の拡大により、農産物売り上げや利用者数も増加し、平均工賃も毎年増加するなど事業確立を目指す。

株式会社ゼナラルパートナーズは、障害者が働きながら一般企業への就業を実現することを目的に就労継続支援A型事業所アスタネを平成27年3月に開設し、農業における高齢化、担い手不足、耕作放棄地等の問題に対して障害者の活躍により解決することを目指し取組を始めた。

ビニールハウス1棟に菌床椎茸の栽培として取組を開始し、その後に生産規模の拡大を進め、現在ではビニールハウス3棟において障害者34名（利用者全員）で椎茸の生産から販売に係る業務、運営に取り組んでいる。

仕事に従事するに当たっては、定期的に面談し、個々に目標設定を行い、チャレンジすることで自立性を引き出すこととしている。また、3～4人のチームで作業することにより、仲間との連帯感や有能感を引き出している。更には、品質の向上を進め安定生産を図り、販売先も地元スーパーや都内百貨店などに広げ売り上げが増加していることにより、障害者の工賃上昇に結びついている。

今後については、精神障害者の雇用方法やマネジメント手法をノウハウにまとめ、菌床椎茸の生産事業としての収益化を図り、事業として確立していく。



生椎茸



乾燥椎茸



菌床椎茸の栽培



店舗での試食販売

※ 農福連携の取組事例についてはこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>（関東農政局）



エ 都市農業の多様な機能の発揮

- ◎ 都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給はもとより、農作業体験の場や災害時の避難場所の提供などの多様な機能を有しているが、農業従事者の減少・高齢化の進展によって、都市農地の所有者自らによる活用が困難な状況。このため、平成30(2018)年9月から、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による新たな仕組みがスタートし、生産緑地の貸借が可能。
- ◎ 都市農業の安定的な継続のため、都市農業の取組事例の紹介のほか、新たな制度の普及・啓発に取り組んでいる。また、農山漁村振興交付金(都市農業共生推進等地域支援事業)により、住民と共生する都市農業経営の実現に向けた取組や、都市農地の防災機能を強化するために必要となる簡易な施設整備等を支援。

(取組の概要)

関東管内の本法律に基づく令和元(2019)年度の事業計画の認定等の状況は、借りた生産緑地で自ら耕作の事業を行う場合で4都県27市区71件、借りた生産緑地で市民農園(貸し農園)を開設する場合で5都県23市区35件となっている

【図表I-6-4】管内都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等の状況(令和元(2019)年度)

①自らの耕作の事業の用に供するため
【借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合】
(法第2章第1節関係)

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況		
		件数	面積(m ²)	
埼玉県	朝霞市	1	3,431	
	新座市	1	5,239	
	富士見市	1	1,635	
	坂戸市	1	5,066	
千葉県	船橋市	1	1,759	
東京都	世田谷区	5	9,725	
	板橋区	1	2,050	
	練馬区	5	18,754	
	足立区	1	1,772	
	江戸川区	1	689	
	八王子市	5	6,471	
	三鷹市	5	13,466	
	府中市	8	7,951	
	昭島市	2	4,143	
	調布市	2	2,767	
	町田市	6	14,186	
	小平市	5	11,603	
	日野市	4	8,795	
	東村山市	5	6,752	
	国立市	1	1,317	
	清瀬市	1	2,776	
	武蔵村山市	2	3,845	
	多摩市	1	400	
	西東京市	2	363	
	神奈川県	川崎市	1	239
平塚市		1	2,406	
茅ヶ崎市		2	1,582	
		4	27	71

②特定都市農地貸付けの用に供するため
【借りた都市農地で市民農園(貸し農園)を開設する場合】
(法第2章第2節関係)

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況市民農園			市民農園開設数※
		件数	面積(m ²)	農園区画数	
埼玉県	さいたま市	1	1,288	75	1
	川口市	1	1,187	114	1
	朝霞市	1	2,254	140	1
千葉県	柏市	1	4,241	185	1
	八千代市	1	2,457	121	1
東京都	目黒区	1	1,652	18	1
	世田谷区	5	8,536	728	5
	杉並区	2	2,572	329	2
	練馬区	3	6,147	502	3
	足立区	1	3,773	217	1
	江戸川区	1	1,288	140	1
	八王子市	1	1,809	86	1
	三鷹市	1	1,860	112	1
	府中市	1	2,000	166	1
	調布市	1	2,099	225	1
	小金井市	1	990	69	1
	狛江市	1	1,364	130	1
	神奈川県	横浜市	2	4,100	223
川崎市		3	3,164	220	3
藤沢市		1	1,577	135	1
茅ヶ崎市		1	1,881	140	1
綾瀬市		1	2,193	140	1
静岡県	静岡市	3	2,547	237	3
5	23	35	60,979	4,452	35

※承認を受けたもののうち、令和元(2019)年度末時点で開設まで至った農園数



※ 都市農業の推進に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html (農林水産省)



※ 農山漁村振興交付金(都市農業共生推進等地域支援事業)の詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html (農林水産省)



※ 都市農地貸借の円滑化に関する詳しい内容はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html (農林水産省)



オ 鳥獣被害の現状と対策の推進

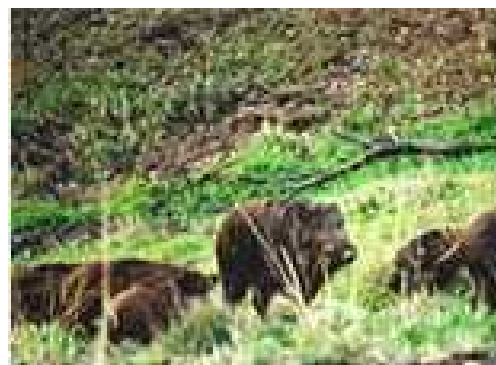
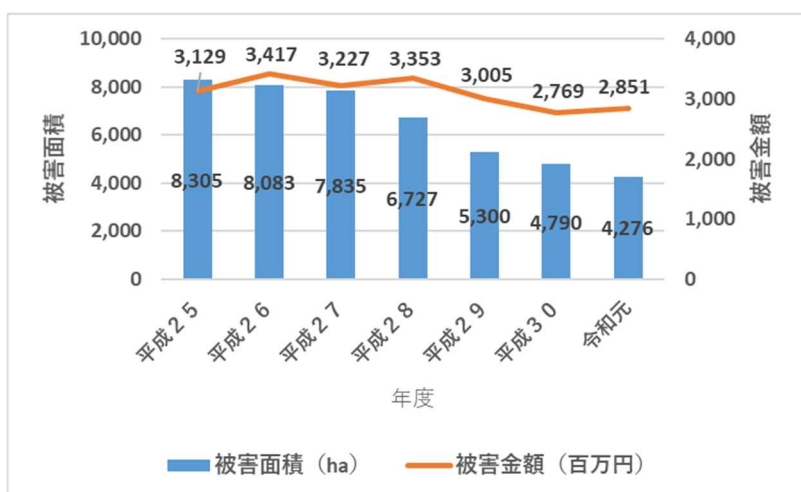
- ◎ 管内の野生鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、農業現場では、農業従事者や捕獲従事者の高齢化が進む中で、依然として深刻な状況が継続。
- ◎ 関東農政局では、住民参加による地域ぐるみの鳥獣対策など、効果を上げている取組の横展開を通じて効果的な被害防止対策の普及を図るとともに、捕獲された鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用することにより農村の所得向上につなげる取組を推進。

（取組の概要）

管内における令和元（2019）年度の野生鳥獣による農作物被害は、被害金額が約 29 億円で前年度に比べ 8 千 2 百万円（3.0%）増加している。

被害面積は 4,276ha で同 514ha（10.7%）減少しているものの、農業現場においては依然として深刻な問題となっている。

管内における農作物被害状況の推移



畑を荒らすイノシシ群
〔写真提供：麻布大学獣医学部 江口祐輔氏〕

資料：関東農政局調べ

※ 全国の野生鳥獣による農作物被害状況についての詳しい内容についてはこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html（農林水産省）

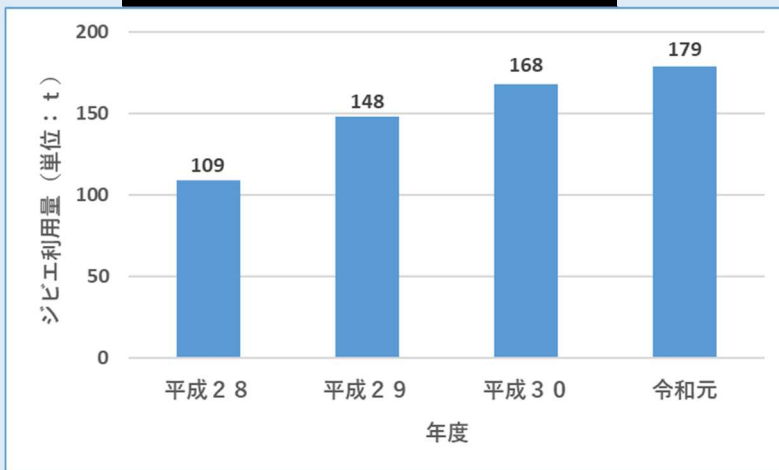


コラム

・ 捕獲鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取組

- ◎ 令和元(2019)年度の関東管内のジビエ利用量は179 tであり、平成28(2016)年度の1.64倍となった。
- ◎ 関東管内では、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区として、長野市において処理加工施設の整備を行い、令和元(2019)年度から稼働を開始している。
- ◎ また、安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、関東管内では、「信州富士見高原ファーム(長野県富士見町)」、「長野市ジビエ加工センター(長野県長野市)」、「早川町ジビエ処理加工施設(山梨県早川町)」、「伊豆市食肉加工センター(イズシカ問屋)(静岡県伊豆市)」、「丹波山村ジビエ肉処理加工施設(山梨県丹波山村)」、「朝霧高原ジビエ(静岡県富士宮市)」の6施設が「国産ジビエ認証」施設として認証されている。

捕獲鳥獣のジビエ利用量の推移【関東管内】



資料：野生鳥獣資源利用実態調査

長野市ジビエ加工センター【モデル地区】

※ 捕獲鳥獣のジビエ利用を巡る最近の状況の詳細な内容はこちらをご覧ください。
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/suishin.html> (農林水産省)



鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用等に取り組み、地域に貢献している事例について、「鳥獣対策優良活動表彰」を実施している。これを広く紹介することにより、鳥獣被害の軽減及び鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得向上等に資することを目的としている。令和2（2020）年度には、関東管内で3団体が受賞した。

表彰

伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」（静岡県伊豆市）

- ◎ 高品質な食肉生産に加え、端肉・皮や角等を活用した商品開発、市の新たな観光資源になり、新たな地域ブランドとして定着。減容化施設の導入により、捕獲従事者の負担軽減と捕獲意欲の向上に貢献。加工施設の新たなあり方として、県内外から注目。

【主な取組】

伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」は、「命あつた動物を最大限に活用すべき」との地域の声がかっかけとなり、伊豆市の新たな特産品の創出、捕獲従事者の意欲向上、捕獲強化を目的として平成23（2011）年に開設した。

伊豆市は、捕獲従事者を対象に衛生処理に関する講習会を開催し、新鮮で衛生的な捕獲個体の受入体制を整備。止め刺しから搬入まで2時間以内、電解水による洗浄・殺菌の実施など衛生面での取組や、筋膜やスジを取り除いた赤身肉の加工など特徴ある取組を実施し、令和2（2020）年に国産ジビエ認証を取得している。

内臓やトリミングした端肉等は、ペットフード原料として販売するほか、皮や角は、市が加工専門の地域おこし協力隊を採用して工芸品や鞆、靴等を製作。平成30（2018）年に微生物を利用した減容化施設の導入により、食肉利用に適さない個体や残渣等の処理が可能となり、埋設等の捕獲従事者の負担軽減と捕獲意欲の向上に貢献している。

このため、「イズシカ」、「イズシシ」が地域ブランドとして定着し、市の新たな観光資源に育っており、捕獲から食肉加工、残渣処理まで施設内で完結でき、加工施設の新たなあり方として県内外から注目されている。



スジや筋膜は徹底的に除去。マグロの刺身のような真っ赤できれいなお肉を提供。（上：除去前、下：除去後）



【利活用実績】 処理頭数 平成23（2011）年度：459頭→ 令和元（2019）年度：980頭

表彰

塩谷町野生鳥獣対策協議会（栃木県塩谷町）

◎ 獣害対策アドバイザーの知見を生かし、集落環境診断等を実施し住民の被害防止意識の醸成を図るとともに、集落環境改善、施工性・維持管理性を重視した侵入防止柵の設置や集落間の柵の連結により被害を大幅に削減。

【主な取組】

塩谷町のシカ、イノシシによる被害は、平成 23（2011）年度までは山間部が主体であったが、平成 26（2014）年度以降町内のほぼ全域に被害が拡大し、平成 27（2015）年度に最大となった。

このため、平成 28（2016）年に鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会の協力の下、7 班体制で、捕獲、柵の設置指導、生息環境管理を実施した。平成 29（2017）年からは栃木県の獣害対策アドバイザー派遣事業を活用し、生息状況調査、集落環境診断を実施。その結果を基に集落で話し合いを重ね、侵入防止柵の設置、藪の刈り払い等河川敷も含めた緩衝帯の設置を実施。

侵入防止柵は、施工性、維持管理性を重視し、農地や集落を囲むルートで、日陰で雑草等の繁茂が少なく管理しやすい山林内に設置するとともに、管理のための簡易通路も併せて整備。町内の集落ごとに侵入防止柵を設置・延伸し、連結することにより、町全体の被害額が半減した。



侵入防止柵の設置



柵がシカの侵入を防止

【塩谷町の被害額】

- ・ 町全体 平成 27(2015)年度：3,133 万円→ 令和元(2019)年度：1,480 万円
- ・ うちシカ 平成 27(2015)年度：1,215 万円→ 令和元(2019)年度：561 万円
- ・ うちイノシシ 平成 27(2015)年度：1,883 万円→ 令和元(2019)年度：691 万円

表彰

株式会社信州富士見高原ファーム（長野県富士見町）

◎ 安心安全なジビエの普及を図るためトレーサビリティの体制の整備や、大手流通グループへの供給、全国の施設との連携により、ウデやスネ等の低利用部位を集約し販売することで国産ジビエの消費拡大及び残渣の低減に貢献。

【主な取組】

株式会社信州富士見高原ファームは、平成 25（2013）年に捕獲した命を貴重な地域資源として有効活用することを目的として、猟友会の有志が共同で設立した。

「安全・安心でおいしい富士見町産ジビエ」の商品化のため、「信州ジビエ衛生管理ガイドライン・衛生マニュアル」に基づいた品質・衛生管理を実施し、平成 27（2015）年に長野県の「信州産シカ肉処理施設認証」を取得。長野県と連携し、出荷精肉に個体の捕獲や処理情報を追跡できる 2 次元バーコードを貼り付けトレーサビリティ体制を整備するとともに、長野県や卸売業者等が構築したシカ肉製品の流通の仕組みを活用し、大手流通企業グループへ冷凍生肉や加工品を供給するほか、県内外のレストラン、JA グループ等に供給し、「信州ジビエ」のブランド化や消費者への普及に貢献している。平成 31（2019）年には、国産ジビエ認証を取得し、全国の施設に対して解体実演講習や講演を行い制度の普及に努めている。

さらに、全国の国産ジビエ認証施設と連携し、販売が難しいウデやスネなどの低利用部位を集め、大ロットにして大手外食販売店に供給し、消費拡大及び残渣の低減に貢献。ジビエの利用率（町内の捕獲頭数のうち処理頭数の割合）は、平成 29（2017）年度の 41%から令和元（2019）年度の 67%まで増加している。

【処理頭数】

平成 29（2017）年度：259 頭→ 令和元（2019）年度：477 頭



2次元バーコードによるトレーサビリティの整備

コラム

・現場と農政を結ぶ「彩ねっと～ペーパー版～」で農政・農業情報を発信

地方参事官室の「現場と農政を結ぶ業務」は、県内の各地域にくまなく出向き、「農政を現場に伝える」「現場の声を汲み上げる」「現場と共に解決する」という役割を担っている。

埼玉県拠点では、現場に出向く際の有用なツールとして、「彩ねっと」を毎月発行しており、今年で創刊から50号を超えている。

内容は、農政全般についての課題や現場ニーズを踏まえて、必要なタイミングで関連する事業・制度、予算等を掲載するほか、「彩の国農業人」のコーナーでは、地方参事官室職員が取材した県内の農業者を紹介している。

「彩ねっと」は、関東農政局ホームページ内の地域農林水産情報ネットワーク埼玉県拠点でも紹介しており、バックナンバーも含め閲覧できるようになっている。



※「彩ねっと～ペーパー版～」は、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/saitama/index.html> (関東農政局)



・報道機関との連携：長野県拠点が提供した記事が地域新聞に掲載

長野県は全国的にみても地域新聞紙が多い。そこで長野県拠点では毎月、報道機関との連携を深める取組として、食料、農業、食の安全、農村振興などの農林水産省に関わる記事を作成し、地域新聞社に提供している。記事は県内12の地域新聞社(※)に提供しており、毎月、数社が新聞記事として採用し掲載している。

この取組は平成30(2018)年1月から始め、令和3(2021)年1月現在で、延べ36記事を提供するまでに至っている。記事を作成するに当たっては、読者である県民の皆さんに農林水産業に少しでも興味を持ってもらえるよう、なるべく旬の話題をテーマに書くよう心がけている。

令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症に関する記事として、「日本の牛乳を救う「プラスワンプロジェクト」」、「#元気いただきますプロジェクト」、「Go To Eat キャンペーン事業」、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等をテーマに作成し、農業生産者・飲食店への支援や、会食における感染リスクの低減などについて読者に呼びかけた。

※：北信濃新聞、大糸タイムス、南信州新聞、長野市民新聞、長野日報、東信ジャーナル、佐久市民新聞、北信ローカル、須坂新聞、市民タイムス、信州民報、岡谷市民新聞

令和2(2020)年の月別のテーマ

掲載月	掲載内容
1月	あふてらす「農林業をはじめのサイト」
2月	めざせ、手洗いの名人
3月	最新農業技術・品集2019
4月	農作業安全確認運動の実施
5月	日本の牛乳を救う「プラスワンプロジェクト」
6月	新たなコミュニケーションツール「MAFFアプリ」
7月	農作業中の熱中症対策
8月	自然災害に対する備え
9月	食料自給率
10月	#元気いただきますプロジェクト
11月	Go To Eatキャンペーン事業
12月	感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫